

令和 7 年陸別町議会 3 月定例会会議録（第 1 号）						
招 集 の 場 所	陸 別 町 役 場 議 場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開会	令和 7 年 3 月 4 日 午前10時00分		議 長	久 保 広 幸	
	散会	令和 7 年 3 月 4 日 午後 3 時31分		議 長	久 保 広 幸	
応（不応）招議員及び出席並びに欠席議員	議席 番号	氏 名	出席等 の 別	議席 番号	氏 名	出席等 の 別
出席 7 人	1	濱 田 正 志	○			
欠席 0 人	2	三 輪 隼 平	○			
凡例 ○ 出席を示す ▲ 欠席を示す × 不応招を示す ▲○ 公務欠席を示す	3	渡 辺 三 義	○			
	4	工 藤 哲 男	○			
	5	中 村 佳 代 子	○			
	6	谷 郁 司	○			
	8	久 保 広 幸	○			
会議録署名議員	濱 田 正 志		三 輪 隼 平			
職務のため議場に出席した者の職氏名	事務局長 請 川 義 浩			主任主査 竹 島 美 登 里		
法第121条の規定により出席した者の職氏名	町 長	本 田 学	教 育 長	有 田 勝 彦		
	監 査 委 員	村 本 和 弘	農 業 委 員 会 会 長	佐 藤 直 人		
町長の委任を受けて出席した者の職氏名	副 町 長	今 村 保 広	会 計 管 理 者	庄 野 勝 政		
	総 務 課 長	丹 崎 秀 幸	町 民 課 長	遠 藤 克 博		
	産 業 振 興 課 長	菅 原 靖 志	建 設 課 長	清 水 光 明		
	保健福祉センター次長	空 井 猛 壽	国保児童診療所事務長	（ 空 井 猛 壽 ）		
	総 務 課 参 事	瀧 澤 徹	総 務 課 主 幹	清 水 遊		
教育長の委任を受けて出席した者の職氏名	教 委 次 長	瀧 澤 勇 二				
農業委員会会長の委任を受けて出席した者の職氏名	農 委 事 務 局 長	本 間 希				
選挙管理委員会委員長の委任を受けて出席した者の職氏名						
議 事 日 程	別紙のとおり					
会 議 に 付 し た 事 件	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

◎議事日程

日程	議 案 番 号	件 名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定
3	議 案 第 2 号	定住自立圏形成協定の変更について
4	議 案 第 3 号	教育委員会委員の任命について
5	議 案 第 4 号	町道路線の認定について
6	議 案 第 5 号	令和 6 年度陸別町一般会計補正予算（第 9 号）
7	議 案 第 6 号	令和 6 年度陸別町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 3 号）
8	議 案 第 7 号	令和 6 年度陸別町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第 4 号）
9	議 案 第 8 号	令和 6 年度陸別町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第 3 号）
10	議 案 第 9 号	令和 6 年度陸別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
11	議 案 第 10 号	令和 6 年度陸別町簡易水道事業会計補正予算（第 3 号）
12	議 案 第 11 号	令和 6 年度陸別町公共下水道事業会計補正予算（第 3 号）
13		令和 7 年度 町政執行方針・令和 7 年度 教育行政執行方針
14	議 案 第 12 号	陸別町指定介護予防支援事業者の指定の要件並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
15	議 案 第 13 号	陸別町水道・下水道審議会条例の一部を改正する条例
16	議 案 第 14 号	陸別町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
17	議 案 第 15 号	陸別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
18	議 案 第 16 号	陸別町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例
19	議 案 第 17 号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
20	議 案 第 18 号	陸別町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例
21	議 案 第 19 号	陸別町消防団員退職報奨金の支給に関する条例の一部を改正する条例
22	議 案 第 20 号	陸別町乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例

◎会議に付した事件

議事日程のとおり

○事務局長（請川義浩君） 御起立願います。

おはようございます。

町民憲章を斉唱いたします。

一つ、みんなで力を合わせ、ひろく産業をおこし、豊かな町を育てましょう。

一つ、みんなで教養を深め、たくましい心と体をつくり、北方文化のかおり高い町を育てましょう。

一つ、たがいにむつみ、助けあい、だれもが生きがいをもてる、あたたかい町を育てましょう。

一つ、たがいにきまりを守り、よい習慣をつくり、平和で明るい町を育てましょう。

一つ、恵まれた自然を生かし、住みよい環境をつくり、美しい町を育てましょう。

お座りください。

◎開会宣告

○議長（久保広幸君） ただいまから、令和 7 年陸別町議会 3 月定例会を開会します。

庄野会計管理者より午後から退席する旨、報告がありました。

村田産業振興課主幹、山崎建設課主幹、前田保健福祉センター主幹、向井保健福祉センター主幹、女川総務課主幹、林総務課主幹より欠席する旨、報告がありました。

会議に先立ち、事前に申し上げます。

本日、町広報に使用するため、町民課広報担当職員による写真撮影を会議規則第 103 条の規定に基づき、議長により許可しておりますので御了承願います。

◎諸般の報告

○議長（久保広幸君） これから、諸般の報告を行います。

議会関係諸般の報告については、諸般報告つづりのとおりでありますので御了承願います。

◎町長行政報告

○議長（久保広幸君） 町長から、行政報告の申出があります。

本田町長、登壇願います。

○町長（本田 学君）〔登壇〕 1 月 23 日、第 1 回臨時会以降、本日までの行政報告を申し上げます。

お手元にお配りしております書面のとおりの内容でございますが、口頭で2件御報告申し上げます。

1件目は、2月1日・2日の両日で開催されました、第41回しばれフェスティバルについてであります。2年ぶりの開催となりました、しばれフェスティバルは、道内外から多くの来場者、参加者を迎え、2日間の来場者が約7,500人となり、盛会に開催することができました。2日の朝は、氷点下19.1度となり、来場者、参加者の皆様には、陸別のしばれを体感していただけたものと思っております。このイベントに、御支援、御協力、御参加いただいた多くの皆様に感謝申し上げます。

2件目は、2月17日に行われたJークレジットに係る連携協定の締結であります。株式会社北海道銀行、株式会社バイウィルとのJークレジットに係る連携協定を締結しました。この協定は、町の貴重な財産である森林資源を有効に活用することを目的としており、今後生じる売却益は、まちのために幅広く生かすことを期待するものであります。

このほか、お手元に事業・業務・工事等の発注一覧表を配付しておりますので、後ほど御覧ください。

以上で、行政報告を終わらせていただきます。

◎教育関係行政報告

○議長（久保広幸君） 次に、教育長から教育関係行政報告の申出があります。

有田教育長、登壇願います。

○教育長（有田勝彦君）〔登壇〕 陸別町議会12月定例会以降、本日までの主な教育関係の行政報告につきましては、書面のとおりであります。書面の中から1件、口頭で1件、御報告いたします。

書面からは、1月3日、令和7年陸別町はたちの集いをタウンホールで挙行いたしました。対象者21人のうち15人が出席いたしました。式辞の後、本田町長と久保議長から心のこもったお祝いの言葉をいただき、参加者を代表して石橋朱莉さんから決意表明をしていただきました。会場では、久しぶりの再会を懐かしみ、御家族の皆様とともに二十歳の門出のお祝いをしたところであります。

口頭の1件は、陸別小学校PTAと陸別町PTA連合会の解散についてであります。

陸別町PTA連合会は、2月26日に臨時総会を開催し、令和7年3月3日を解散日とする決定をいたしました。その理由は、陸別小学校PTAが2月28日に解散総会を開催し、令和7年3月31日を解散日とする決定をしたことであります。

陸別小学校PTAにつきましては、児童数の減少に伴い、家庭数が減り、役員の担い手不足など、PTAの活動維持が難しくなったことが主な解散理由であります。

長年にわたり陸別町小学校PTA活動を支えてくださった会員、地域の皆様に感謝の意を表し、陸別町小学校PTAの解散を決定したところであります。

以上で、教育関係の主な行政報告を終わります。

○議長（久保広幸君） これで、行政報告を終わります。

ただいまの報告に係る一般質問の通告は、本日午後５時までに提出してください。

◎開議宣告

○議長（久保広幸君） これより、本日の会議を開きます。

◎日程第１ 会議録署名議員の指名

○議長（久保広幸君） 日程第１ 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、１番濱田議員、２番三輪議員を指名します。

◎日程第２ 会期の決定

○議長（久保広幸君） 日程第２ 会期の決定の件を議題にします。

本件については、２月２８日に議会運営委員会を開催し、本定例会の運営について協議しておりますので、委員長より報告を求めます。

三輪議会運営委員長。

○２番（三輪隼平君）〔登壇〕 令和７年陸別町議会３月定例会の運営について、２月２８日に開催しました議会運営委員会において慎重に協議しましたので、その結果について報告いたします。

今定例会においては、町長から事前に配付のありました議案は、条例関係１１件、人事関係１件、補正予算７会計、新年度予算７会計の合わせて２６件であります。

次に、議会関係では、一般質問５名、及び委員会の閉会中の継続調査についてを予定しております。

会期につきましては、議案の件数、内容などを総合的に勘案し、協議の結果、お手元にお配りしております予定表のとおり、本日から３月１３日までの１０日間とし、３月７日から１０日までの４日間は休会にすることに決定いたしました。

なお、３月６日、１３日につきましては予備の日とし、予定表のとおり議事が進行しなかった場合に限り、会議を開くことに決定しました。

次に、議案の一括議題についてであります。議事の能率化を図る上から、提案理由が同一のものなどについては、一括して行うことにいたしました。議案第５号から議案第１１号までの令和６年度各会計補正予算７件と議案第１７号から議案第１９号までの条例の一部改正３件と議案第２１号から議案第２７号までの令和７年度各会計当初予算７件については、提案理由の説明をそれぞれ一括して受けることといたしました。

なお、従前同様、質疑、討論、採決は、各議案ごとに行うことにいたしましたので御了承願います。

以上のとおりでありますので、議員各位におかれましては、特段の御理解と御協力をお願い申し上げ、報告といたします。

○議長（久保広幸君） お諮りします。

本定例会の会期は、ただいま議会運営委員長からの報告のとおり、本日から３月１３日までの１０日間としたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から３月１３日までの１０日間とすることに決定しました。

次に、お諮りします。

一括議題等、会議の進め方については、ただいまの議会運営委員長の報告のとおり行いたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 異議なしと認めます。

したがって、そのように決定しました。

◎日程第３ 議案第２号定住自立圏形成協定の変更について

○議長（久保広幸君） 日程第３ 議案第２号定住自立圏形成協定の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

本田町長、登壇願います。

○町長（本田 学君）〔登壇〕 議案第２号定住自立圏形成協定の変更についてですが、陸別町議会の議決すべき事件に関する条例第２条第１項の規定に基づき、定住自立圏形成協定を変更するため、議決を求めるものであります。

内容につきましては、総務課長に説明させたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（久保広幸君） 丹崎総務課長。

○総務課長（丹崎秀幸君） それでは、議案第２号定住自立圏形成協定の変更についてを御説明申し上げます。議案集は、１ページから９ページとなります。

帯広市との間において締結した定住自立圏形成協定を別紙のとおり変更するものです。議案集２ページ以降が別紙となります。

本件は、平成２３年より進めております定住自立圏構想に基づくもので、帯広市が中心市となり、管内の町村と協定を結び、互いに連携・協力することで、住民の豊かな生活の確保と十勝のさらなる発展と魅力向上を図るものであります。

具体的な取組は、十勝定住自立圏共生ビジョンによるところであります。この計画は平成28年に第2期、令和2年に第3期として改定してまいりました。今般、第4期の十勝定住自立圏共生ビジョンを作成するに当たり、その取組と整合を図るため、協定を変更しようとするものであります。

では、議案説明書、資料ナンバー1をお開きください。

1-1から1-6までが新旧対照表となります。

別表第1は、生活機能の強化に関する政策分野として、1から6までございますが、変更箇所のみ説明いたしたいと思います。

資料ナンバー1-4です。1-4の下段の表を御覧ください。

(5) 広域観光の推進であります。表中の「甲」は帯広市、「乙」は陸別町であります。

甲の役割、乙の役割、共に「ア」になりますが、「圏域町村や観光関連団体等と連携し、インバウンドなどの誘客に向けたプロモーションや情報発信等の取組を推進する」に変更しております。

また、「乙の役割」、「イ」の中の「提案」とした部分を「参画」に変更しております。こちらの変更は、近年増加している訪日外国人旅行者に対する取組を明記し、観光推進の柱の一つにしようとするものです。

次に、次ページ、資料ナンバー1-5を御覧ください。

中段の表、(7) 鳥獣害防止対策の推進であります。取組内容、「甲の役割」、「乙の役割」それぞれに鳥獣被害対策実施隊に関する記述を追加しております。こちらは、鳥獣被害対策実施隊の現状や課題について共有化するために、新たに項目立てをしているものです。

同じく、資料ナンバー1-5の下段を御覧ください。

環境分野の(1)「低炭素社会」の部分を「脱炭素社会」と変更し、甲の役割のうち、前段部分を「脱炭素社会の構築に向けた取組を推進するとともに」に変更するものです。脱炭素の取組は、モデル事業ではなく、実践的なものにする段階へ移行しておりますので、文言の整理としているところであります。

以上が、協定の変更の内容となります。

この内容で、帯広市と管内の町村との協議が整いましたので、協定の変更について、陸別町議会の議決すべき事件に関する条例第2条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

なお、別冊としてお手元にお配りしております、第4期十勝定住自立圏共生ビジョン(原案)につきましては、帯広市においてパブリックコメント等を実施し、現在は3月策定予定の(案)となっております。当町を含めた管内18町村が帯広市と協定を締結した後に、正式に策定となる予定であります。

以上、雑駁ではございますが、議案第2号の説明とさせていただきます。

以後、御質問によりお答えしてまいりますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（久保広幸君） これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 質疑なしと認め、これで終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第2号定住自立圏形成協定の変更についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、議案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（久保広幸君） 起立全員です。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第3号教育委員会委員の任命について

○議長（久保広幸君） 日程第4 議案第3号教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

本田町長、登壇願います。

○町長（本田 学君）〔登壇〕 議案第3号教育委員会委員の任命についてですが、現委員のうち1名が欠員となりましたので、議会の同意をいただき、新たに任命しようとするものであります。

御承知のことと思いますが、これまで委員を務められました、小木育子氏が御逝去され、1名の欠員が生じたところであります。

その後任に、新たに佐久間則勝氏を任命したいと考えております。

住所は、陸別町字陸別78番地5、生年月日は昭和42年1月24日生まれの満58歳であります。

佐久間氏は、国学院大学文学部を卒業後、帯廣神社等に権禰宜として奉職し、現在は陸別神社の禰宜として務められております。現在は、本別地区保護区の保護司、釧路地区陸別町人権擁護委員としても御活躍されております。

佐久間氏は、人物、識見とも申し分がなく、人格も高潔であると考えております。

ぜひ御同意を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（久保広幸君） これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 質疑なしと認め、これで終わります。

陸別町議会の運営に関する基準第99条の規定により、討論を省略し、これから議案第3号教育委員会委員の任命についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（久保広幸君） 起立全員です。

したがって、議案第3号は同意することに決定しました。

◎日程第5 議案第4号町道路線の認定について

○議長（久保広幸君） 日程第5 議案第4号町道路線の認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

本田町長、登壇願います。

○町長（本田 学君）〔登壇〕 議案第4号町道路線の認定についてですが、路線の起終点位置及び用地の確定に伴い、当該路線を町道に認定するものであります。

内容につきましては、建設課長に説明させたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（久保広幸君） 清水建設課長。

○建設課長（清水光明君） それでは、議案第4号町道路線の認定についてを説明させていただきます。

道路法第8条第2項の規定により、次の路線を町道に認定するでございます。

認定する路線につきましては、路線番号が163、路線名を作集2号線、起点の位置につきましては陸別町字サクシュリクンベツ原野一線13番8、終点の位置を陸別町字サクシュリクンベツ40番1としております。

議案説明書の資料ナンバー2を御覧ください。

まず、説明に入る前に、このページの上段にあります、議案の「第3号」の部分につきまして、ここを議案の「第4号」に訂正をお願いいたします。また、この説明書におきましての目次の上段から二つ目にあります番号2の部分であります、この右端に「関係議案又は科目」の欄にあります「第3号」を「第4号」に、それぞれ訂正をお願いいたします。

それでは、説明に入らせていただきます。

位置図におきまして、起点の位置、終点の位置がそれぞれ示されておりますが、今回認定する路線につきましては、起点の部分が、町道作集原野線でありまして、その部分から、終点の民家の部分までの間について認定しようとするものであります。また、この間におきましては、上陸別地区営農用水道の施設も途中にあります、これまで通年で道路

の路面整正や除雪など維持も行ってきている路線であります。

今回、起終点の位置の確定及び用地の確定等が行われたことから、当該路線を認定しようとするものでございます。

説明は以上とさせていただきますが、以後、御質問によりお答えしてまいりますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（久保広幸君） これから、質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 質疑なしと認め、これで終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第4号町道路線の認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 6 議案第5号令和6年度陸別町一般会計補正予算（第9号）

◎日程第 7 議案第6号令和6年度陸別町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）

◎日程第 8 議案第7号令和6年度陸別町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第4号）

◎日程第 9 議案第8号令和6年度陸別町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）

◎日程第10 議案第9号令和6年度陸別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

◎日程第11 議案第10号令和6年度陸別町水道事業会計補正予算（第3号）

◎日程第12 議案第11号令和6年度陸別町公共下水道事業会計補正予算（第3号）

○議長（久保広幸君） 日程第6 議案第5号令和6年度陸別町一般会計補正予算（第9号）から、日程第12 議案第11号令和6年度陸別町公共下水道事業会計補正予算（第3号）まで、7件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

本田町長、登壇願います。

○町長（本田 学君）〔登壇〕 議案第5号令和6年度陸別町一般会計補正予算（第9号）ですが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,158万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ53億8,941万1,000円とするものであります。

続きまして、議案第6号令和6年度陸別町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）ですが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,293万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億4,458万8,000円とするものであります。

続きまして、議案第7号令和6年度陸別町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第4号）ですが、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ88万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億852万5,000円とするものであります。

続きまして、議案第8号令和6年度陸別町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）ですが、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ188万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億4,659万6,000円とするものであります。

続きまして、議案第9号令和6年度陸別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）ですが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ25万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,549万7,000円とするものであります。

続きまして、議案第10号令和6年度陸別町簡易水道事業会計補正予算（第3号）ですが、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を簡易水道事業収益に212万円を追加し、1億6,414万9,000円に、簡易水道事業費用から859万円を減額し、1億5,018万円とし、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を資本的収入から1,481万9,000円を減額し、1億1,608万5,000円に、資本的支出から1,481万9,000円を減額し、1億5,230万7,000円とするものであります。

続きまして、議案第11号令和6年度陸別町公共下水道事業会計補正予算（第3号）ですが、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を下水道事業収益から483万6,000円を減額し、1億3,897万8,000円に、下水道事業費用から576万7,000円を減額し、1億3,727万5,000円とし、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を資本的収入から179万3,000円を減額し、5,603万8,000円に、資本的支出から179万3,000円を減額し、7,630万1,000円とするものであります。

以上、議案第5号から議案第11号まで、7件を一括提案いたします。

内容につきましては、副町長に説明させたいと思いますので、御審議のほどよろしくお

願ひ申し上げます。

○議長（久保広幸君） 今村副町長。

○副町長（今村保広君） それでは、議案第5号から議案第11号まで一括で説明させていただきます。

まず初めに、今回の補正予算につきましては、各会計共通しまして、事務事業の確定、または確定見込みなどによる減額が主な補正予算となっております。これらの減額に係る項目の説明につきましては、簡略に説明させていただきたいと思います。

それでは、議案第5号の説明から始めます。議案書1ページをお開きください。

議案第5号令和6年度陸別町の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費の補正。

第2条、繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

債務負担行為の補正。

第3条、債務負担行為の追加、変更は、「第3表債務負担行為補正」による。

地方債の補正。

第4条、地方債の追加、変更は、「第4表地方債補正」による。

それでは、事項別明細書の歳出から説明しますので、23ページをお開きください。

2、歳出。

1款議会費1項1目議会費、ここは8節旅費から13節使用料及び賃借料まで、いずれも確定見込みによる減でございます。

続きまして、2款総務費1項総務管理費1目一般管理費、こちら2節給料から24ページの12節委託料まで、いずれも確定見込みによる減でございます。24ページ18節負担金補助及び交付金地方公共団体情報システム機構261万9,000円。こちらは、社会保障税番号運用に伴う中間サーバーの機器の更新であり、同額の歳入を計上しております。

続きまして、5目財産管理費2億5,397万5,000円の増です。10節需用費から18節負担金補助及び交付金まで、いずれも確定または確定見込みによる減及び増であります。24ページの10節需用費58万4,000円は、庁舎管理に要する燃料費等でございます。25ページ、24節積立金2億5,800万5,000円。こちら、事業の確定または確定見込みによる減額分、普通交付税、繰越金、ふるさと納税分などを各基金へ積み立てるものでございます。財政調整基金が予算積立で1億5,000万円。減債基金も予算の積立で1,924万8,000円。ふるさと整備基金、ふるさと納税74件、指定寄附3件、企業版ふるさと納税1件、413万8,000円。いきいき産業支援基金、予算

積立 3,000 円、ふるさと納税 25 件、企業版が 1 件で 3,065 万 6,000 円。ふるさと銀河線跡地活用等振興基金が、ふるさと納税 45 件、62 万 7,000 円。町有林整備基金、ふるさと納税 23 件、31 万 7,000 円。地域福祉基金、予算積立で 5,000 万円、ふるさと納税 27 件、5,033 万 3,000 円。給食センター管理運営基金、ふるさと納税 65 件、78 万 8,000 円。スポーツ振興基金、ふるさと納税 13 件、16 万 8,000 円。地球温暖化対策基金、ふるさと納税 127 件、173 万円になります。

26 ページ、6 目町有林野管理費。こちら 11 節役務費から 12 節委託料まで、いずれも確定による減でございます。

7 目企画費 18 節負担金補助及び交付金移住定住促進住宅建設等補助事業マイナス 83 万 8,000 円を計上してございます。こちら、確定による減で、令和 6 年度の実施、新規 1 件、改修 7 件でございます。続きまして、同じく 18 節負担金補助及び交付金地域間幹線系統路線維持費補助金 2,161 万 6,000 円。こちらは、資料ナンバー 4 に記載してございますが、十勝バス、北見バスに対しての陸別線にかかる赤字分を沿線自治体で負担するものでございます。続きまして、バス購入費助成事業 170 万 8,000 円。こちらは、北見バスの車両購入費の助成であり、こちら沿線自治体で助成しておりまして、令和 2 年から令和 6 年まで、毎年 1 台の更新になります。地域内交通対策事業 137 万 4,000 円。こちらはハイヤーの利用助成事業であり、当初見込みより利用が増えたため、増となります。資料ナンバー 27 に見込み等記入してございますので、後ほど御覧いただきたいと思います。

27 ページ、11 目交流センター管理費 10 節需用費、燃料費 18 万 8,000 円は、こちら実績見込みによる増でございます。

12 目銀河の森管理費、12 節委託料から 14 節工事請負費まで、いずれも確定による減です。

13 目地域活性化推進費マイナス 188 万 6,000 円。こちら 1 節報酬から 12 節委託料まで、いずれも確定による減でございます。28 ページの 18 節負担金補助及び交付金起業支援補助金マイナス 100 万円となっております。地域おこし協力隊員の終了時の活動支援金ですが、令和 6 年度の活用がなく、令和 7 年度に予算計上としております。

2 項徴税費 1 目税務総務費 8 節旅費、確定見込みでございます。

4 項選挙費 2 目衆議院議員選挙費、1 節報酬から 29 ページ、17 節備品購入費まで、確定による減です。

訂正のお願いが 1 件ございます。

29 ページ、10 節需用費の説明欄に「食糧費」と記載ございますが、こちらは削除をお願いいたします。申し訳ありませんでした。

6 項 1 目監査委員費、8 節旅費から 10 節需用費まで、いずれも確定見込みによる減でございます。

30 ページ、3 款民生費 1 項社会福祉費 1 目社会福祉総務費、2 節給料から 19 節扶助

費まで、いずれも確定見込みによる減です。２７節の繰出金、介護保険事業勘定特別会計繰出金マイナス３１万６,０００円。特別会計の繰出金の調整でございます。

２目老人福祉費、１節報酬から１０節需用費まで、いずれも確定見込みによるものでございます。３１ページ、１２節委託料、介護用品支給事業２９万６,０００円。こちら、利用者の増でございます。１８節負担金補助及び交付金介護予防・日常生活支援総合事業運営事業１０６万１,０００円の増。こちら、給与改定等による人件費等の運営経費の増でございます。１９節扶助費、老人福祉施設入所措置費１２４万９,０００円の減。こちら、町外の養護老人ホームの入所分でございますして、確定見込みによる減でございます。

３１ページ、３目後期高齢者医療費２７節繰出金、後期高齢者医療特別会計繰出金９９万２,０００円の増です。

２項児童福祉費１目児童福祉総務費、７節報償費から１２節委託料まで、確定見込みによる減です。３２ページ、１８節負担金補助及び交付金北海道自治体情報システム協議会３８万５,０００円。こちら、健康管理システムの改修費であり、同額が道費補助であります。施設型給付費負担金１０万円、広域保育にかかる負担金で、実績見込みでございます。１９節扶助費、障害者介護給付費３万６,０００円。こちら、児童発達支援及び放課後デイの費用で、実績見込みです。

２目児童福祉施設費１９節扶助費、保育ママ利用助成、実績見込みであります。

３目児童措置費１８節負担金補助及び交付金、北海道自治体情報システム協議会１７万６,０００円。こちら、児童手当システムの改修費で、こちらも同額が国から補助されます。

３２ページ、４款衛生費１項保健衛生費１目保健衛生総務費、２節給料から２０節貸付金まで、確定見込みによる減です。

２目保健衛生施設費１２節委託料、確定による減です。

３目予防費マイナス６９３万円の減になっております。７節報償費、こちらは確定による減です。１２節委託料、各種予防接種マイナス５０４万３,０００円。こちらは、実施者の減でありまして、新型コロナのワクチン接種が、当初３３８人の見込みのところ、実績で１２０人。その他、実績による減でございます。１９節扶助費、こちらも確定見込みによる減です。

３４ページ、４目環境衛生費１０節需用費１４万３,０００円は、火葬場の燃料、電気料の実績による見込みでございます。１８節負担金補助及び交付金は、確定見込みによる減です。

５目診療所費２７節繰出金マイナス１,３８２万３,０００円。こちら、診療所特別会計の繰出金の調整でございます。

２項清掃費２目塵芥処理費１０節需用費１０万８,０００円の増。ストックヤードの燃料費であり、実績見込みです。

３５ページ、３項水道費１目専用水道費１７節備品購入費１３万円の減。こちら、水道

メーターの購入分で、実績見込みであります。１８節負担金補助及び交付金マイナス１８万３,０００円。こちら、簡易水道事業会計への事務費負担金でございます。

２目水道費２７節繰出金マイナス８９１万８,０００円の減。こちら、簡易水道事業会計への繰出金の調整です。

５款労働費１項労働諸費２目雇用対策費１２節委託料、緊急雇用対策事業２９０万４,０００円。こちらは、対象者は当初見込み３３名の同数でございますが、対象の時間数が増えたことによる補正の増となります。

３６ページ、６款農林水産業費１項農業費１目農業委員会費８節旅費、こちら３５万１,０００円の減ですが、確定見込みによる減です。

２目農業総務費、こちら２節給料及び４節共済費も確定見込みによる増になります。

３目農業振興費、１８節負担金補助及び交付金新規就農者育成総合対策事業３７５万円の減は、新規就農者の経営発展支援事業であり、次年度での交付となったため減額し、また同額の歳入も減額します。新農業人育成事業マイナス５０万円は、研修開始日が確定したことにより、２名分の減になります。

５目農地費、８節旅費から１８節の負担金補助及び交付金まで、確定または確定見込みによる増及び減です。３７ページの１８節負担金補助及び交付金道営土地改良事業地元負担金５８１万３,０００円の減は、トマム地区分とトマム第２地区分の合算額で、資料ナンバー５－１及び５－２を後ほど御覧ください。草地畜産基盤整備事業負担金２８４万５,０００円は、こちら道営事業でございまして、道の事業量確定の変更による増額であります。

３７ページの６目営農用水管理費マイナス１,２０１万６,０００円。８節旅費から１８節負担金補助及び交付金まで、確定見込みによるものでございます。１８節負担金補助及び交付金の道営土地改良事業地元負担金マイナス８９５万９,０００円でございますが、道営事業の事業費変更に伴う補正で、こちらは資料ナンバー６－１及び６－２を後ほど御覧いただきたいと思います。

３８ページ、２項林業費１目林業振興費マイナス５９８万２,０００円。８節旅費から１８節負担金補助及び交付金まで、いずれも確定見込みによる減です。

３目林道新設改良費８節旅費及び１４節工事請負費は、いずれも確定見込みによる減です。

３９ページ、７款商工費１項商工費１目商工総務費２節給料、こちら確定見込みによる減です。

４目公園費１０節需用費２８万円の増。こちら、イベントセンターの燃料の実績による増でございます。

８款土木費２項道路橋りょう費２目道路維持費１２節委託料及び１３節工事請負費は、いずれも確定による減です。１４節工事請負費は町道ペンケクンベツ原野線外の道路整備分でございます。

3目橋りょう維持費12節委託料、14節工事請負費は、こちらも確定による減でございます。

4目道路新設改良費14節工事請負費、歩道改良工事は町道駅南通りのほかの工事でございます。

40ページ、4項住宅費1目住宅管理費10節需用費及び14節工事請負費は、確定見込みによる減です。

41ページ、5項1目下水道費27節繰出金、公共下水道事業会計への繰出金マイナス679万円です。

9款消防費1項1目消防費、1節報酬から18節負担金補助及び交付金まで、いずれも確定見込みによる減です。

42ページ、2目災害対策費12節委託料は、防災ガイドブックの作成事業分でございます。14節工事請負費マイナス247万5,000は、防災無線のデジタル化の工事でございます。いずれも確定によるものでございます。

10款教育費1項教育総務費1目教育委員会費8節旅費、確定によるものでございます。

3目教育振興費、1節報酬から8節旅費まで、いずれも確定見込みによる減です。1節及び3節は、学習支援員等の人件費分でございます。

4目スクールバス運行管理費12節委託料、スクールバス運行の確定見込みによる減でございます。

5目教育研究所費8節旅費、こちらも確定見込みでございます。

続きまして、2項小学校費1目学校管理費14節工事請負費822万8,000円。小学校体育館のLED改修事業でございます。国の補正予算の関係で、今回予算計上しておりますが、工事完了は令和7年度の予定でございます。したがって、繰越明許といたします。資料ナンバー7を後ほど御覧いただきたいと思います。

2目教育振興費18節負担金補助及び交付金、確定見込による減です。19節扶助費、就学援助費11万8,000円。こちら、当初より助成額が増加したためでございます。

44ページ、3項中学校費1目学校管理費12節委託料76万5,000円。こちら、施設設備の94万2,000円は、中学校の手洗い用の温水が濁ったため、給湯器の水抜栓などを修繕するものでございます。なお、当該給湯設備は、飲用ではなく手洗いや清掃などに利用しているものでございます。

2目教育振興費、18節負担金補助及び交付金から19節扶助費は、確定による減です。

44ページ、4項社会教育費1目社会教育総務費、1節報酬から13節使用料及び賃借料まで、確定及び確定見込みによる減です。7節報償費マイナス34万円は、ラフティングの講師及び教育活動推進員謝礼分外となります。

45ページ、2目公民館費17節備品購入費マイナス16万7,000円。視聴覚資料

分でございまして、実績見込みによる減です。

3目文化財保護費12節委託料、関寛斎資料館案内業務マイナス12万円。従前から業務を受託している団体が人員不足のため、今年度は業務を担うことができないということで、そのために減をするものでございます。なお、団体での案内業務につきましては、可能な限り教育委員会職員が直営で説明を対応しております。

5項保健体育費1目保健体育総務費、7節報償費から10節需用費まで、確定見込みによるものでございます。

2目体育施設費、1節報酬から12節委託料まで、いずれも確定見込みによる減です。12節委託料、耐力度調査マイナス255万2,000円。こちら、町民プールの耐震診断調査委託業務で、確定によるものでございます。

46ページ、3目学校給食費10節需用費マイナス136万9,000円。こちら給食センターの電気料であり、実績見込みによるものでございます。12節委託料は、事業確定による減です。

47ページ、11款災害復旧費1項農林水産業施設災害復旧費1目農業用施設災害復旧費8節旅費、こちら、確定による減です。

12款公債費1項公債費2目利子22節償還金利子及び割引料71万円。こちら、令和5年度の借入れの確定による増でございます。

48ページから52ページにかけて、給与費明細書をつけてございますので、後ほど御覧いただきたいと思います。

以上で歳出を終わりまして、次に、歳入の説明に移ります。

12ページをお開きください。

1、歳入。

1款町税1項町民税1目個人1節現年課税分956万9,000円の増。こちら確定見込みによるもので、所得の増であります。

2項1目固定資産税1節現年課税分2,062円万4,000円の増。こちら令和6年度の課税分の償却資産の増の分でございます。

10款地方交付税1項1目1節地方交付税、普通地方交付税9,323万8,000円。普通地方交付税の総額が令和6年度の確定額と同額の21億5,300万7,000円なので、特別地方交付税が当初と変わらず2億円計上してございますので、交付税総額は23億5,300万7,000円となります。

12款分担金及び負担金1項分担金1目農林水産業費分担金1節農業費分担金、草地畜産基盤整備事業分担金1,767万2,000円。こちら、道営事業の確定によりまして分担金が増となります。

13ページ、2項負担金1目民生費負担金1節社会福祉費負担金マイナス30万3,000円。老人福祉施設入所措置費等徴収金の確定によるものでございます。

13款使用料及び手数料1項使用料2目民生使用料1節老人福祉使用料マイナス138

万4,000円。こちら福寿荘の分でございます。3節福祉住宅使用料マイナス24万円。こちら、からまつハウス分でございます。

3目衛生使用料2節水道使用料、小利別地区の水道使用料20万円の増でございます。

4目農林水産使用料2節営農用水使用料40万円の増。こちら、上陸別地区、トラリ地区の営農用水分で、いずれも実績見込みでございます。

2項手数料1目1節総務手数料、現地目証明手数料1万3,000円。実績見込みによるものでございます。

14ページ、14款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費負担金1節社会福祉費負担金マイナス624万1,000円。いずれも、歳出事業費の2分の1でございまして、実績見込みによるものでございます。同様に、道費も補正となります。2節児童福祉費負担金19万3,000円。こちら、児童手当負担金17万6,000円と障害者介護給付費負担金1万7,000円でございまして、共に実績見込みによるものでございます。

2項国庫補助金1目総務費補助金1節総務管理費補助、社会保障・税番号制度導入整備費補助金261万9,000円でございます。続きまして、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金1,775万6,000円。

続きまして、2目民生費補助金1節社会福祉費補助金、地域生活支援事業費補助金マイナス9万6,000円。こちら、補助率2分の1で、確定によるものでございます。2節児童福祉費補助金出産・子育て応援事業交付金38万5,000円。こちら、システム改修分で10割の補助でございます。

4目農林水産業費補助金1節農業費補助金、団体営整備事業補助金マイナス38万5,000円。こちら、上陸別地区の営農用水台帳の整備事業の確定によるものでございます。

15ページ、5目土木費補助金1節道路橋りょう費補助金441万3,000円の増。橋りょう長寿命化修繕事業補助金の確定でございます。

6目教育費補助金1節小学校費補助金、学校施設環境改善交付金276万9,000円。こちら、小学校体育館のLED改修分の補助でございます。2節中学校費補助金、特殊教育就学奨励費補助金、確定によるものでございます。

3項委託金1目総務費委託金2節選挙費委託金、衆議院議員総選挙委託金18万3,000円の減。確定によるものでございます。

15款道支出金1項道負担金1目民生費負担金1節社会福祉費負担金マイナス312万1,000円。国庫補助と同項目であり、いずれも歳出額の4分の1の補助で、確定見込みによるものです。2節児童福祉費負担金、障害者介護給付費負担金8,000円の増。確定見込みです。

16ページ、2項道補助金1目総務費補助金1節総務管理費補助金、地域づくり総合交付金マイナス40万円。こちら、防災ガイドブックの確定分でございます。デジタル田園都市国家構想交付金マイナス75万円。こちら、移住に関する事業で、該当がないため減

とするものでございます。

2目民生費補助金1節社会福祉費補助金、冬季生活支援事業補助金25万円。高齢者等への商品券の支給事業分でございますが、当初50万円を見込んでおりましたが、増額交付となったため、補正するものであります。

4目農林水産業費補助金1節農業費補助金1,132万3,000円の減。新規就農者育成総合対策事業補助金がマイナス375万円。こちらは、令和7年度の交付となったため、減となるものでございます。次世代農業促進生産基盤整備特別対策事業補助金マイナス725万6,000円。こちら、道営事業の陸別第2の草地基盤整備事業で、道の事業費の確定によるものでございます。2節林業費補助金マイナス62万8,000円。こちら、森林環境保全整備事業補助金分が133万2,000円の増。豊かな森づくり推進事業補助金が78万1,000円の減。小規模治山事業補助金がマイナス117万9,000円。いずれも事業確定による減額及び増額でございます。

17ページ、3項委託金3目農林水産業費委託金1節農業費委託金3万7,000円。道営事業に係る監督等の補助委託で、事業確定による精算です。

16款財産収入1項財産運用収入1目財産貸付収入1節土地建物貸付収入、教員住宅貸付収入マイナス22万9,000円。こちら実績見込みです。

2項財産売払収入2目物品売払収入1節生産物売払収入、こちら町有林素材売払収入で142万6,000円の減。弥生地区の間伐材で、アカエゾマツで確定によるものでございます。町有林立木売払収入391万円。こちらは、分線地区のカラマツで、林齢50年でございます。

17款寄附金1項寄附金2目指定寄付金。内訳につきましては、歳出の部分の積立金で説明させていただきましたので省略させていただきます。1節総務費寄附金508万2,000円。2節農林水産業費寄附金65万6,000円。3節教育費寄附金95万6,000円。4節民生費寄附金33万3,000円。5節衛生費寄附金173万円。

18款繰入金1項基金繰入金3目1節ふるさと整備基金繰入金マイナス590万円。10目1節森林環境譲与税基金繰入金マイナス278万8,000円。いずれも対象事業の確定による、または確定見込みによるものでございます。

19ページ、2項特別会計繰入金2目1節後期高齢者医療特別会計繰入金25万円の増。広域連合からのがん検診等に係る交付金で、後期高齢者医療会計から一般会計への繰入となります。

19款繰越金1項1目繰越金1節前年度繰越金5,546万1,000円。前年度繰越金の残り全額を計上しております。

20款諸収入3項貸付金元利収入3目1節奨学資金貸付金収入109万2,000円。こちら、確定見込みによるものでございます。

20ページ、4項雑入3目雑入3節高齢者福祉施設負担金マイナス358万5,000円。こちら、福寿荘の入居者の実費負担分でございます。4節学校給食費等マイナス98

万円。確定見込みであります。8節雑入マイナス208万3,000円。主催者の支給旅費から支障物件移設補償費まで、いずれも事業の確定、または確定見込みによるものでございます。

21款町債。町債につきましては、いずれも確定、または確定見込みによるもので、当該事業名と金額は説明欄を御覧いただきたいと思います。

1項町債1目1節総務債、2事業でマイナス480万円。

4目農林水産業債1節農業債、5事業でマイナス2,280万円。2節林業債、2事業でマイナス130万円。

6目土木債1節道路橋りょう債、6事業でマイナス1,130万円。

7目1節消防債マイナス10万円。

8目教育債1節学校教育施設整備債440万円の増です。こちら内訳でございますが、中学校体育館のLED改修がマイナス100万円。小学校体育館のLED改修分で540万円の増額で、合わせての数字が440万円となります。

以上で歳入を終わります、6ページをお開きください。

第2表繰越明許費補正であります。

追加分。

4款衛生費2項清掃費、下水道建設負担金事業1,000円。こちら、十勝複合事務組合の負担金事業でございます。

6款農林水産業費1項農業費、道営農地整備事業トマム第2地区1,747万円。款項同じく、道営担い手畑地帯総合整備事業2,514万1,000円。

10款教育費2項小学校費、小学校改修事業822万8,000円。小学校体育館LED改修事業でございます。

次に、7ページを御覧ください。

第3表債務負担行為補正であります。

まず追加分ですが、左から事項、期間、限度額となります。

1行目の役場庁舎警備・清掃等委託業務から、8ページ、陸別町給食センター給食調理等委託業務まで、31件ございます。いずれも4月1日から業務を開始するため、3月中の入札が必要であるため、債務負担行為をするものであり、事項、期間、限度額は記載のとおりでございます。

8ページ、下段、変更分。こちら、限度額のみの変更となります。

令和6年度大家畜特別支援資金利子補給、変更後の限度額238万8,000円。こちら、借入額が確定したことによるものでございます。

9ページを御覧ください。第4表地方債補正であります。

いずれも、歳入で説明させていただきました金額が反映してございます。

まず追加分。今回の補正予算で新たに借入れする事業が2件ございます。

起債の目的は、公共事業等のトマム第2地区農地整備事業で限度額1,120万円。学

校教育施設等整備事業、小学校ＬＥＤ改修事業で限度額５４０万円。

起債の方法は、普通貸借または証券発行。

利率は４％以内。

償還の方法は、借入先の融通条件による。ただし、町財政の都合により据置期間の短縮もしくは繰上償還をすることができるであります。

次に、変更分でございます。主に事業確定による限度額の変更で、あと起債の種別の変更があります。１１ページ、最終行の中学校体育館ＬＥＤ改修事業、こちら当初過疎対策事業で予定しておりましたが、１０ページ中段の一般単独事業（脱炭素推進事業）へ変更とします。

それでは、９ページにお戻りください。

一般単独事業（緊急防災・減災事業）は、５，８５０万円から５，５９０万円とマイナス２６０万円。一般単独事業（緊急自然災害防止対策事業）は、５，２６０万円から５，１３０万円と、１３０万円の減です。１０ページの一般単独事業（脱炭素推進事業）は、１，２００万円から２，０４０円と、８４０万円の増です。過疎対策事業は、５億７，９００万円から５億２，２００万円と、５，７００万円の減です。

限度額の変更箇所については、後ほど御覧いただきたいと思います。

以上で、議案第５号の説明を終わります。

○議長（久保広幸君） １１時２０分まで休憩とします。

休憩 午前１１時０５分

再開 午前１１時２０分

○議長（久保広幸君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

今村副町長。

○副町長（今村保広君） それでは、議案第６号の説明に移ります。

議案第６号の１ページ目を御覧ください。

令和６年度陸別町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第１条第２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

それでは、歳出、５ページをお開きください。

７款諸支出金２項繰出金１目直営診療施設勘定繰出金２７節繰出金１，２９３万８，０００円。こちらは、診療所特別会計の繰出金でございまして、国保の特別調整交付金が増となったため、その部分を繰り出すものでございます。

以上で歳出を終了し、歳入、４ページを御覧ください。

３款道支出金１項道負担金１目保険給付費等負担金２節保険給付費等交付金、特別調整交付金の１，２９３万８，０００円でございます。こちらは、歳入で説明させていただきま

した、へき地直営診療施設運営費分でございます。主に土日祝日に係る入院が増になったためであります。

以上で、議案第6号の説明を終わります。

続いて、議案第7号の説明に移ります。

議案第7号令和6年度陸別町の国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為。

第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

それでは、歳出、6ページをお願いします。

1款総務費1項施設管理費1目一般管理費マイナス88万5,000円。こちらは、全て実績見込みによるものでございます。7ページから10ページに給与費明細書をつけてございますので、後ほど御覧いただきたいと思います。

以上で歳出を終わります。続いて、5ページ、歳入をお開きください。

5款繰入金1項他会計繰入金1目1節一般会計繰入金、財政対策分マイナス1,382万3,000円。こちらは、国保会計からの繰出金が増となったため、全体を調整してございます。

2目1節国保事業勘定特別会計繰入金1,293万8,000円の増。こちらは、へき地診療所運営費分であり、国保会計からの繰入金でございます。

以上で歳入を終わります。4ページを御覧ください。

第2表債務負担行為。

診療所清掃等委託業務から8件ございます。こちら、全て4月1日から業務を開始する必要があります。3月中の入札が必要になるため、債務負担行為をするものであります。事項、期間、限度額は、記載のとおりであり、後ほど御覧いただきたいと思います。

以上で議案第7号の説明を終わります。続いて、議案第8号の説明に移ります。

議案第8号令和6年度陸別町の介護保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為。

第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

それでは、歳出、8ページを御覧ください。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費18節負担金補助及び交付金、北海道自治体情報システム協議会負担金12万1,000円。こちら、介護保険システムの改修費であり、2分の1の国庫補助がございます。

3項1目介護認定審査会費18節負担金補助及び交付金、介護認定審査会運営費マイナス8万円。確定によるものでございます。

2目認定調査費11節役務費、主治医意見書料1万円。件数の増によるもので、令和6年度は131件を見込んでおります。

3款地域支援事業費1項1目介護予防・生活支援サービス事業費12節委託料、総合事業委託料マイナス39万6,000円。実績によるもので、訪問型Aの利用者数の減によるものでございます。

2目介護予防ケアマネジメント事業費12節委託料、総合事業委託料1万円の増。18節負担金補助及び交付金の第1号介護予防支援事業費マイナス6,000円。いずれも、実績見込みによります。

2項1目一般介護予防事業費7節報償費、ポイント換金マイナス50万円。介護予防ポイント事業として、令和6年度から準備を進めてきましたが、受入れ機関の調整等に時間を要したため、年度途中のスタートではなく、令和7年4月1日にスタート開始としたいため、令和6年度予算を減額し、令和7年度予算で改めて計上することとしたものでございます。

3項包括的支援事業・任意事業費1目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費8節旅費36万9,000円の減でございます。

3目認知症総合支援事業費8節旅費マイナス3万8,000円。こちら、いずれも実績見込みによるものでございます。

4目生活支援体制整備事業費12節委託料、生活支援体制整備事業マイナス57万3,000円。こちら、生活支援コーディネーターの配置による費用でございます。

5目在宅医療・介護連携事業費7節報償費マイナス2万7,000円。8節旅費マイナス3万5,000円。いずれも事業確定による減です。

以上で歳出を終了し、歳入、5ページをお開きください。

1款介護保険料1項介護保険料1目第1号被保険者保険料1節現年度分、普通徴収保険料マイナス2万3,000円。特別徴収保険料マイナス29万1,000円。こちら、地域支援事業の事業費の補正による調整でございます。

2款国庫支出金2項国庫補助金1目1節調整交付金、総合事業調整交付金マイナス4万3,000円。こちら、総合支援事業の補正によるものでございます。

2目地域支援事業交付金1節現年度分、介護予防・日常生活支援総合事業マイナス17万1,000円。介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業マイナス40万1,000円。こちら、両方とも地域支援事業費の補正によるものでございます。

3 目 1 節 保険者機能強化推進交付金 1 万円。交付額の確定です。

4 目 1 節 保険者努力支援交付金 マイナス 13 万 2,000 円。こちらも交付額の確定です。

5 目 1 節 事業費補助金、システム改修事業費補助金 6 万円。これは介護保険システム改修分です。

6 ページ、3 款 道支出金 2 項 道補助金 1 目 地域支援事業交付金 1 節 現年度分、介護予防・日常生活支援総合事業 マイナス 10 万 6,000 円。介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業費 マイナス 20 万 1,000 円。こちらも地域支援事業の補正によるものでございます。

4 款 支払基金交付金 1 項 支払基金交付金 2 目 地域支援事業支援交付金 1 節 現年度分 マイナス 23 万円。こちらも、地域支援事業の補正によるものでございます。

6 款 繰入金 1 項 他会計繰入金 1 目 一般会計繰入金 2 節 事務費繰入金 マイナス 9,000 円。事務費に係る費用の精算でございます。3 節 地域支援事業繰入金、介護予防・日常生活支援総合事業 マイナス 10 万 6,000 円。介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業が マイナス 20 万 1,000 円。地域支援事業の補正によるものでございます。

7 ページ、8 款 諸収入 2 項 雑入 4 目 雑入 1 節 雑入総合事業利用者負担金 マイナス 3 万 9,000 円。実績見込みでございます。

以上で歳入を終わります。4 ページを御覧ください。

第 2 表 債務負担行為。

生活支援体制整備事業委託業務外 1 件であります。4 月 1 日から業務を開始する必要があり、3 月中の入札が必要となるため、債務負担行為をするものでございます。事項、期間、限度額は、記載のとおりでございます。

以上で議案第 8 号の説明を終わります。次に、議案第 9 号の説明に移りたいと思います。

議案第 9 号 令和 6 年度 陸別町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条 第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

それでは、歳出から始めますので、5 ページをお願いします。

1 款 総務費 1 項 総務管理費 1 目 一般管理費 2 7 節 繰出金 25 万 1,000 円。こちらは、広域連合より、がん検診分が交付されたことで、一般会計に繰り出すものでございます。

以上で歳出を終わります。続いて、歳入、4 ページを御覧ください。

2 款 広域連合支出金 1 項 1 目 1 節 広域連合交付金 マイナス 478 万 9,000 円。こち

ら、長寿・健康増進事業費補助金が74万1,000円の減となります。内訳でございますが、インフルエンザの予防接種分が対象外となったため、その部分がマイナス99万5,000円あります。それと、先ほど説明しました、がん検診の増額分が25万4,000円のプラスです。差し引きまして、マイナス74万1,000円の長寿・健康増進事業費補助金となります。特別調整交付金マイナス404万8,000円。医療費適正化事業に係る交付金でございます。歳入の計上科目が誤りにより、この科目を減額し、5款雑入で同額を計上するものでございます。

3款繰入金1項他会計繰入金1目1節事務費繰入金99万2,000円。インフルエンザの予防接種分が補助対象から外れたため、この部分がその他の調整となります。

5款諸収入3項1目1節雑入404万8,000円。医療費適正化事業交付金の再計上分でございます。

以上で、議案第9号の説明を終わります。次に、議案第10号の説明に移ります。

1ページ、議案第10号令和6年度陸別町の簡易水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出の補正。

第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

なお、「営業費用中配水及び給水費のうち工事請負費303万6,000円、営業費用中総係費のうち負担金186万7,000円の財源にあてるため、企業債360万円を借り入れる。」を「営業費用中配水及び給水費のうち工事請負費259万6,000円、営業費用中総係費のうち負担金186万7,000円の財源にあてるため、企業債320万円を借り入れる。」に改める。

収入でございますが、第1款簡易水道事業収益第1項営業収益、補正額マイナス110万円、補正後の額5,188万円。第2項営業外収益、補正額322万円、補正後の額1億1,226万9,000円。補正後の第1款収益の合計が1億6,414万9,000円となります。

支出でございます。

第1款簡易水道事業費用第1項営業費用、補正額マイナス854万1,000円、補正後の額1億4,245万3,000円。第3項特別損失、補正額4万9,000円、補正後の額137万2,000円。補正後の第1款支出の合計が1億5,018万円となります。

続きまして、資本的収入及び支出の補正。

第3条、予算第4条本文括弧中「当年度損益勘定留保資金3,622万2,000円」を「引継金1,511万1,000円、引継未収金184万7,000円、企業債320万円、消費税及び地方消費税資本的収支調整額370万2,000円、当年度損益勘定留保資金1,236万2,000円」に改め、資本的収入及び資本的支出の予定額を、次のとおり補正する。

収入でございます。

第1款資本的収入第1項企業債、補正額1,520万円マイナスです。補正後の額2,000万円。第2項他会計補助金、補正額マイナス327万1,000円、補正後の額5,743万3,000円。第3項国庫補助金、補正額マイナス187万3,000円、補正後の額605万2,000円。第4項その他資本的収入、補正額552万5,000円、補正後の額3,260万円。補正後の第1款収入の合計が1億1,608万5,000円。

支出でございます。

第1款第1項建設改良費、補正額マイナス993万3,000円、補正後の額5,267万9,000円。第3項固定資産購入費、補正額マイナス488万6,000円、補正後の額1,547万5,000円。

債務負担行為。

第4条、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおり定める。

企業債の補正。

第5条、予算第5条に定めた、起債の限度額を、次のとおり補正する。

他会計からの補助金の補正。

第6条、予算第9条に定めた「簡易水道事業運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1億1,446万7,000円である。」を「簡易水道事業運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1億554万9,000円である。」に改める。

第2条から第3条までは、事項別明細書で説明します。

9ページの支出を御覧ください。

1款簡易水道事業費用1項営業費用2目配水及び給水費、通信運搬費マイナス169万円から工事請負費マイナス44万円まで、いずれも事業確定による減です。

3目総係費、委託料マイナス36万4,000円から保険料のマイナス3万3,000円まで、スマートメーター運用開始に伴う減及び水道台帳修正業務の確定による減でございます。

3項特別損失1目その他特別損失マイナス4万9,000円、令和5年度分の消費税の納付確定によるものでございます。

続いて、8ページの収入をお願いします。

1款簡易水道事業収益1項営業収益1目給水収益マイナス110万円。見込みによるものでございます。

2項営業外収益1目他会計補助金マイナス564万7,000円。このうち、建設改良分195万7,000円は、利息に係る分についてであり、当初より4条予算で計上しておりましたが、計上科目の誤りが判明したため減額し、3条予算で計上するものでございます。

2目長期前受金戻入1,071万円。こちらも、起債元金の償還の繰入金を収益化する

ということをしていなかったため、今回補正するものでございます。３目雑収益９２万８,０００円の減。いずれも事業確定による減です。

４目国庫補助金マイナス９１万５,０００円。スマートメーター導入事業の機器購入以外分の補助金の確定です。

続いて、資本的収入及び支出。

１０ページの下段の表をお願いします。

１款資本的支出１項建設改良費１目建設改良費、委託料マイナス５７万２,０００円。確定による減でございます。工事請負費マイナス９３６万１,０００円。こちらも確定による減で、トマム山沿線、新町７号通の配水管新設、トマム２号幹線の水道管支障移転などがございます。

３項固定資産購入費１目有形固定資産購入費１節機械及び装置マイナス４８８万６,０００円。スマートメーター及び水道メーターの購入の確定によるものでございます。

上段の表に移ります。

収入。

１款資本的収入１項企業債１目建設改良企業債マイナス１,５２０万円。こちら、事業費確定によるものでございます。

２項１目他会計補助金マイナス３２７万１,０００円。建設改良分は、科目更正によるものでございます。財政対策分は、歳入歳出の調整となります。

３項１目国庫補助金マイナス１８７万３,０００円。スマートメーターの導入事業の機器購入分の補助金の確定です。

４項１目その他資本的収入５５２万５,０００円。確定によるもので、道営事業に係る水道管の支障移転分でございます。

議案書の２ページにお戻りください。

債務負担行為。

第４条を説明いたします。事項は、簡易水道施設維持管理委託業務で、期間は令和７年度、限度額９８５万６,０００円であります。こちらも、本業務を４月１日より開始するため、３月中の入札が必要となるため、債務負担行為をするものでございます。

続いて、企業債の補正。

第５条を説明します。限度額の変更であります。簡易水道事業債、補正後の限度額１,０７０万円、マイナス７８０万円でございます。過疎対策事業債、補正後の限度額１,０７０万円、マイナス７８０万円でございます。補正後の限度額合計は、２,３２０万円でございます。１,５６０万円の減となります。

３ページから７ページにつきましては、予算に係る附属調書となりますので、後ほど御覧いただきたいと思います。

以上で議案第１０号の説明を終わりました。次に、議案第１１号の説明に移ります。

議案書１ページをお願いします。

議案第11号令和6年度陸別町の公共下水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出の補正。

第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

なお、「営業費用中総係費のうち負担金215万円の財源にあてるため、企業債140万円を借り入れる。」を、「営業費用中総係費のうち負担金191万3,000円の財源にあてるため、企業債140万円を借り入れる。」に改める。

収入でございます。

第1款水道事業収益第1項営業収益、補正額マイナス60万円、補正後の額2,406万2,000円。第2項営業外収益、補正額マイナス423万6,000円、補正後の額1億1,491万6,000円。補正後の第1款収益の合計が1億3,897万8,000円となります。

支出。

第1款下水道事業費用第1項営業費用、補正額マイナス571万7,000円、補正後の額1億3,166万円。第3項特別損失、補正額マイナス5万円、補正後の額70万9,000円。補正後の第1款支出の合計、1億3,727万5,000円。

続きまして、資本的収入及び支出の補正。

第3条、予算第4条本文括弧中「当年度損益勘定留保資金2,026万3,000円」を「引継金829万4,000円、企業債140万円、消費税及び地方消費税資本的収支調整額67万3,000円、当年度損益勘定留保資金989万6,000円」に改め、資本的収入及び資本的支出の予定額を、次のとおり補正する。

収入でございます。

第1款資本的収入第1項企業債、補正額10万円、補正後の額2,070万円。第2項他会計補助金マイナス191万8,000円、補正後の額3,513万8,000円。第3項負担金等、補正額2万5,000円、補正後の額20万円。補正後の第1款収入の合計5,603万8,000円。

支出。

第1款資本的支出第1項建設改良費、補正額マイナス179万3,000円、補正後の額2,077万9,000円。補正後の第1款支出の合計が7,630万1,000円でございます。

債務負担行為。

第4条、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおり定める。

企業債の補正。

第5条、予算第5条に定めた、起債の限度額を、次のとおり補正する。

他会計からの補助金の補正。

第6条、予算第9条に定めた、「下水道事業運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1億279万5,000円である。」を「下水道事業運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、9,600万5,000円である。」に改める。

第2条から第3条までは、事項別明細書で説明します。

9ページの支出を御覧いただきたいと思います。

1款下水道事業費用1項営業費用1目管渠費、委託料マイナス166万5,000円。管渠清掃費及び町道改良工事に伴う公共ますの高さ調整などで、事業確定による減でございます。

2目処理場費、委託料マイナス260万4,000円。確定による減です。

4目総係費、旅費マイナス7万円、委託料マイナス99万円。こちら、変更事業計画策定業務でございます。負担金マイナス38万8,000円。こちらも確定による減です。

3款特別損失1目その他特別損失マイナス5万円。令和5年度消費税分の確定です。

8ページ、収入。

1款下水道事業収益1項営業収益1目下水道使用料マイナス60万円。見込みによるものでございます。

2項営業外収益1目他会計補助金マイナス487万2,000円。建設改良分の9,000円は利息にかかる分で、こちら、先ほど説明しました、4条で計上しておりましたが、計上科目の誤りで、3条予算で計上するもので、そのための補正でございます。

2目長期前受金戻入93万1,000円。こちら、起債の元金償還金の繰入金の収益化したものでございます。

4目国庫補助金マイナス29万5,000円。社会資本総合整備事業交付金の確定です。

続いて、資本的収入及び支出。

10ページ、下段の表。

支出です。

1款資本的支出1項建設改良費1目建設改良費、工事請負費マイナス179万3,000円。

上段の表の収入でございますが、1款資本的収入1項企業債1目建設改良企業債10万円。事業確定によるものです。

2項1目他会計補助金マイナス191万8,000円。建設改良分は、科目更正によるもので、財政対策分は、歳入歳出の調整でございます。

3項負担金等1目受益者分担金2万5,000円、確定によるものです。

議案書2ページにお戻りください。

債務負担行為。

第4条を説明します。事項は、下水道施設維持管理委託業務で、期間は令和7年度、限度額は3,422万1,000円であります。こちらも、4月1日から業務を開始するため

の3月中の入札が必要になるための債務負担行為でございます。

企業債の補正。

第5条を説明します。限度額の補正であります。下水道事業債、補正後の限度額1,060万円、30万円の増であります。過疎対策事業債、補正後の限度額1,010万円、マイナス20万円でございます。補正後の限度額の合計は2,210万円で、10万円の増となります。

3ページから7ページは、補正予算に係る附属調書となりますので、後ほど御覧いただきたいと思います。

以上で、議案第5号から議案第11号の説明を終わります。

以後、御質問によってお答えしてまいりますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（久保広幸君） 午後1時まで昼食のため、休憩といたします。

休憩 午前11時49分

再開 午後 1時00分

○議長（久保広幸君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから、議案第5号令和6年度陸別町一般会計補正予算（第9号）の質疑を行います。

第1条、歳入歳出予算の補正のうち、歳出の逐条質疑を行います。

事項別明細書は、23ページからを参照してください。

1款議会費、23ページから2款総務費、29ページまで。質疑はありませんか。

5番中村議員。

○5番（中村佳代子君） それでは、2款総務費1項総務管理費7目企画費18節負担金補助及び交付金から、2点質問いたします。

一つ目は、地域間幹線系統路線維持費補助金2,161万6,000円についてお伺いいたします。

沿線市町村負担額の当町負担分2,161万6,000円は、燃料費などが高騰している中、前年比で減額となっています。議案説明資料4で、路線別の負担額を前年比で見ると、帯広陸別線では136万1,000円が増額になっていて、北見陸別線では182万3,000円の減額となっています。路線それぞれの状況は、帯広陸別線は増収減益、北見陸別線は増収増益となっています、この状況について、今後、新たに考慮する必要が出てくるのかお伺いします。

また、バスの購入助成も、今年まで行っているところではありますけれども、この辺について、北見バスなどから今後の意見交換などが行われているのかお聞きいたします。

二つ目に、地域内交通対策事業補助金137万4,000円を増額についてお聞きいたします。

当初予算1,810万5,000円からのこのたびの増額となりますが、議案説明資料2

7に、令和6年度の見込みの数字も出ていましたので、これを参考にお聞きいたします。

今年度の見込みとして、運行回数及び利用者数ともに当初計画より大きく減り、それぞれ運行回数が1万893回が9,316回に、1万2,759人が1万1,118人になっています。令和4年、5年度ともに、運行回数は1万1,000回、利用者も1万3,000人程度で推移してきましたが、今年度の利用減少の見込みになっている理由について伺いいたします。

○議長（久保広幸君） 丹崎総務課長。

○総務課長（丹崎秀幸君） それでは、今2点御質問があった件についてお答えいたします。

まず1点目、地域間幹線系統路線維持費補助金の2,161万6,000円についてですが、説明書、資料ナンバー4に内訳が記載されております。議員御指摘のとおり、帯広陸別線につきましては、今年度1,374万6,000円、北見陸別線の負担額としましては787万円、合わせて2,161万6,000円としているところであります。帯広陸別線につきましては、昨年と比較しますと、いわゆる赤字額が増加している状況。一方、北見陸別線につきましては、収益が若干改善されておまして、赤字額としては減少しているという状況であります。

今後、これらを考慮するかという趣旨の御質問だったと思いますが、いかんせん、年によって結構なバラつきが今ございます。理由は様々あるとは思いますが、コロナ禍が明けて、乗客の動向が若干変わってきているのかなというようなところ、それから運転手が不足しているといったような問題、総合的にいろいろな理由があるかとは思いますが、そういった中で、残念ながら帯広陸別線については、収益が悪化しているということで、当町の負担につきましても、こちらは増えていると。

一方、北見陸別線につきましては、赤字額が減少しているのですが、理由の一つに挙げられると思われるのは、減便がございまして、従前走っていたバスが今走っていない時間帯があるということもございまして、一概には喜べない状況ではあるのかなというふうに考えております。

住民の貴重な足でございまして、できるだけ確保していきたい、そのための支援をしてまいりたいと考えておりますので、今後どのように動いていくかというのは注視したいなと思っております。

それから、バスの購入助成の件でありますけれども、令和2年から令和6年まで5年間、1台ずつ助成してまいりました。令和6年度で終了なのですが、今後につきましては、沿線自治体とバス会社と、年に何度か協議させていただいております。現時点では、新たな要望というものは、今のところ上がってきてはおりません。一旦令和6年度で終了すると、そのような認識であります。

それから、2点目のハイヤーの関係ですけれども、地域内交通対策事業、資料ナンバーの27のことだと思いますが、令和6年度の見込みと令和5年度の実績を比較しますと、

御指摘のとおり、運行回数、利用者数ともに減っております。こちらは、理由は様々あって、細かい分析というのはちょっと難しいのかなと思っておりますが、原因の一つとしては、利用者の負担額を以前の200円から1回300円に値上げしているということがございます。これによる影響も若干あるのかなというふうに考えております。

あと、事業者のほうから聞き取りをさせていただいたのですが、現状としては、夜間の利用が少し減っているようだということを言われております。また、昼間も、高齢者の方だと思われるのですが、以前よく利用されていた方が、残念ながら、町外へ転出されたとかお亡くなりになったとかということで、利用回数の多かった高齢者の方がいなくなることによる減少もあるのではないかなというようなことで、事業者からは聞き取りをしているところであります。

以上です。

○議長（久保広幸君） 5番中村議員。

○5番（中村佳代子君） 今の答弁で、地域間幹線道路の補助金についてですが、減便されたことで北見バスの収益が少し改善されたということでしたけれども、国の補助金は、令和5年は令和3年度の収支を基準にしているため算定で大きく減らしていましたが、今期はどちらの路線も例年より増えていますけれども、算定方式には変更がないのか、もう一度お聞きいたします。

それと、ハイヤーについてですが、利用者が減っているということでしたけれども、利用者が減っていながらも増額になったというのは、ハイヤーの運賃などの改正で支払う金額も変わってきたことも理由にあるのか、お聞きいたします。

○議長（久保広幸君） 丹崎総務課長。

○総務課長（丹崎秀幸君） まず1点目の地域間幹線経路のほうの国・道の補助金の算定についてということだと思いますけれども、算定方式に変更はございません。以前の説明のとおり、年度途中からの1年間ではありますが、そこから乗車人数等によって算出されるものだと承知しております。

たまたま乗車人数、乗車率の算出によって、補助金が変わってくるということが考えられますので、このような結果になったのかなというふうに考えております。細かい算出の基礎数値まで手元にないものですから、それ以上のことはお答えできないのですが、そのように御理解いただきたいと思います。

それから、2点目のハイヤーの利用回数が減ったにもかかわらず補助額については1,947万8,700円ということで、変わらない金額が計上されておりますが、この理由としましては、御指摘のとおり、ハイヤーの単価が改正されております。昼間の金額につきましては、町との契約で単価上昇分が当然金額に影響を及ぼしていますし、また1回当たりの利用が、市街地以外のところから長距離乗られる方も結構いらっしゃるというようなことで、利用者の負担300円を除いた分が町の負担ということになりますので、人数、回数ともに減ってはいるのですが、町の負担としてはそう変わらないというような状

況になっております。

○議長（久保広幸君） ほかに質問ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 次に、3款民生費、30ページから4款衛生費、35ページ上段まで。質疑はありませんか。

5番中村議員。

○5番（中村佳代子君） それでは、4款衛生費1項保健衛生費3目予防費12節委託料、各種予防接種委託料543万円の減額についてと、同じく34ページ、4目環境衛生費18節負担金補助及び交付金の生ごみ処理機等購入助成事業40万円の減額についてお伺いいたします。

予防接種ですけれども、先ほど説明でコロナワクチンの接種人数が大幅に減ったことによる減額とありましたけれども、ほかの予防接種については、例年どおりの接種率であったのかお伺いいたします。

二つ目に、生ごみ処理機等購入助成金のマイナス40万円ですけれども、生ごみ処理機の助成金は、ゼロカーボンシティを宣言して、町民向けとしては初めての取組となったものですけれども、利用が少なかった理由としてどのように考えられているのかお伺いいたします。

○議長（久保広幸君） 空井保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（空井猛壽君） それでは、1点目に御質問いただきました予防費の各種予防接種504万3,000円の減に関する御質問にお答えをいたします。

まず、議員おっしゃるとおり、副町長からの説明にもありましたとおり、今回コロナワクチンが定期の予防接種に変わったというところで、当初予算を組む上でどの程度の人数的の方が接種するのだろうということで、計画としては338人の方が接種するであろうという見込みの下に当初予算を作成させていただきましたが、結果的に現時点におきまして、接種実績が120名ということで予想を大きく下回る結果となることが予想されますので、今回ちょっと額は大きくなりますが減額をしようとするものであります。

ちなみに、コロナワクチンの接種に係る減額につきましては、500万円中、約260万円を減額させていただくという予算組としております。

あと、その他の予防接種はどうでしょうかという御質問だったと思いますけれども、当初予算におきましては、年度末までに不足が生じないように多少余裕を持った予算編成をさせていただいております。予防接種の種類によっては多かったり少なかったりということで接種人数の多寡はありますけれども、多少の変動はありますが、当初の予想よりちょっと少ないですけれども、コロナみたいにどんと落ちるような予防接種はありませんでしたが、全体的には低くなっておりますが、おおむね予定どおりというところで推移しております。

1点目の御質問については、以上でございます。

○議長（久保広幸君） 遠藤町民課長。

○町民課長（遠藤克博君） 御質問のありました、生ごみ処理機等購入助成事業の補助金の減額に関する御質問についてですけれども、生ごみ処理機等の購入助成については、今年度、応募というか募集していたところですが、現時点で応募はゼロということがあります。

そのため、予算の減額ということで提案させていただきましたけれども、応募がゼロだったということに関して、しっかり検証しなければいけないとは思っているのですが、まずPR不足もあったのかなと感じています。もっと積極的に町の広報紙に数か月に一度ペースでも掲載したほうがよかったのかなという反省点もあります。

それと、担当含めて検証していく必要はあるのですが、例えばですけれども、要項の中で、購入は町内に限るという制度があったりだとか、町内の購買にもつなげたいという思いからではありますけれども、ほかの自治体では、例えば今普及しているインターネットでの購入ですとか、購入の範囲を広げるという選択肢も、どうなるか分からないのですが、検討することも必要なのかなと。あと、補助率等に関しても、今後ゼロを増やすための方策にどんなものがあるかということは、しっかり考えていく必要があるかなと考えております。

以上です。

○議長（久保広幸君） 今村副町長。

○副町長（今村保広君） ちょっと補足させていただきたいのですが、生ごみ処理機の購入助成でございますが、確かに現在、需要はありません。ただ、町民課長が説明したとおり、町内で少しでも購買に結びつけばということが条件でございます。これがないということの分析は、やはりPR不足というのも当然そこはあろうかと思います。

ただ、需要がこの1年なかったということで、全ての需要がないということとは考えておりません。こういう制度があることによって、直ちに、例えば負担率をすごく高くするとか、例えばネットで購入もオーケーにするとか、そのように広げることが全てだとは考えておりませんので、今年は必要なかった人が、更新のタイミングが来年かもしれないということで、長い目でこの事業を育てて、なおかつ改善しなければならないところについては、御意見などを伺いながら改善したいと思っております。

以上でございます。

○議長（久保広幸君） 5番中村議員。

○5番（中村佳代子君） 最初の予防接種についてですけれども、今年度は、带状疱疹のワクチン接種も加えて、例年より126万6,000円多い予算で計上されていましたが、带状疱疹ワクチンについて一定の効果が得られたのかどうかをお伺いいたします。

それと、今の生ごみの処理機についてですけれども、確かにそのとおりというか今後これは継続して、ないからといってやめるのではなくて、また形を変えて、この機械が本当

にいいのか、他にもっといいのか、それも含めて検証していただければいいかなと思います。

そして、私もこれを買うときに、町内でとおっしゃいましたけれども、町内の何か所で購入することができるのか、町民としても分からないので、その辺も明確に示していただきたいなと思っています。

以上です。

○議長（久保広幸君） 空井保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（空井猛壽君） まず、1点目の带状疱疹ワクチンに関するところであります。

効果のほどはというところですが、令和6年度から約半額の助成を始めさせていただきまして、テレビCM等もあった関係上、接種される方は多くなっております。まだ現在進行形で進んでいるところなのですけれども、当初予算におきましては約170名分の見込みを立てておりました。現時点において、110名ほどの方が接種を既に終えられております。ということで、残りあと1か月くらいしかありませんけれども、当初の予想よりは若干低く来ておりますが、一定程度の効果があったのではないかなと考えているところでございます。

なお、带状疱疹ワクチンにつきましては、現在50歳以上の方の任意接種となっておりますが、新年度、令和7年度からは65歳以上の方は定期接種に変わるというような予防接種の変更もあります。これまで以上に関心が高まるものと予想されますし、この予防接種につきましては、町民の皆さんの健康を考えますと、引き続き行っていくべきものと考えておりますので、対象年齢になられた方が順次接種をされることが望ましいのかなということで、継続した事業として進めていきたいなと考えているところでございます。

1点目につきましては、以上です。

○議長（久保広幸君） 遠藤町民課長。

○町民課長（遠藤克博君） まず、PR不足については、継続的に広報紙等に掲載することから始めていくことが大事かなと思っています。先ほど話のありましたとおり、例えばどこで購入できるのかということも含めて、分かりやすくPRしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（久保広幸君） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 次に、5款労働費、35ページ下段から6款農林水産業費、38ページまで。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 次に、7款商工費、39ページから9款消防費、42ページ上段まで。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 次に、１０款教育費、４２ページ下段から１２款公債費４７ページまで。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 次に、歳出全般について行います。ただし、款を区切ったの質疑は終わりましたので、他の款との関連あるもののみとします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 以上で、歳出についての質疑を終わります。

次に、歳入全般について質疑を行います。

歳入の事項別明細書は、１２ページから２２ページまでを参照してください。質疑はありませんか。

２番三輪議員。

○２番（三輪隼平君） １６ページになります。２項道補助金１目総務費補助金１節総務管理費補助金のデジタル田園都市国家構想交付金の７５万円の減額についてです。

移住関係について該当なしというふうに説明いただいたのですが、この交付金につきまして、どのような形であれば該当して活用できるのか、お聞きできればと思います。

○議長（久保広幸君） 丹崎総務課長。

○総務課長（丹崎秀幸君） デジタル田園都市国家構想交付金の減額７５万円についての御質問と思いますが、こちら歳出と連動しておりまして、歳出側では、企画費に同じ名称で負担金として１００万円の減額予算を計上させていただいております。

この補助金につきましては、町が１００万円を負担した場合、７５万円の収入があるということで、差引き２５万円が町の持ち出しというような補助の金額となっております。

御質問のこういった場合に使えるかということではありますが、こちらＵＩＪターンの世帯１世帯分を想定して予算計上しております。どういう内容かと申しますと、東京都内にお住まいだった方が北海道へＵターン、Ｉターン、Ｊターンというようなことで、いわゆる移住してきていただいて、新規に就業する、あるいは起業をするといった場合、助成金を出すというような、北海道が主導している事業であります。

道内であればほとんどの自治体がこの事業に参加しておりまして、陸別町も当然参加していると。移住希望者が陸別町に移住されて、新規に就業された場合、こういった助成を出そうというような仕組みになっております。

残念ながら、今のところマッチングがうまくいった例はありません。ですが、毎年度、北海道が主導してやっている事業でありますので、１世帯分を予算計上させていただいているところであります。なかなか利用が難しいのかもしれませんが、北海道のほうでＰＲさせていただいております。マッチングをできるだけ進めていただいて、何とか使える方が移住してきていただけるよう、私どもも努力したいと考えております。

以上です。

○議長（久保広幸君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 以上で、歳入についての質疑を終わります。

次に、第2条繰越明許費の補正、第3条債務負担行為の補正及び第4条地方債の補正についての質疑を行います。6ページから11ページまでの第2表から第4表を参照してください。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 最後に、歳入歳出全般についての質疑を行います。ただし、歳入歳出双方に関連あるものに限定します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第5号令和6年度陸別町一般会計補正予算（第9号）を採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第6号令和6年度陸別町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）の質疑を行います。

第1条、歳入歳出予算の補正全般について行います。

事項別明細書は、4ページから5ページまでを参照してください。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） これで質疑は終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第6号令和6年度陸別町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 6 号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第 7 号令和 6 年度陸別町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第 4 号）の質疑を行います。

第 1 条、歳入歳出予算の補正全般について行います。

事項別明細書は、5 ページから 6 ページまでを参照してください。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 次に、第 2 条、債務負担行為についての質疑を行います。4 ページの第 2 表を参照してください。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第 7 号令和 6 年度陸別町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第 4 号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 7 号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第 8 号令和 6 年度陸別町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第 3 号）の質疑を行います。

第 1 条、歳入歳出予算の補正全般について行います。

事項別明細書は、5 ページから 10 ページまでを参照してください。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 次に、第 2 条債務負担行為について質疑を行います。4 ページの第 2 表を参照してください。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第 8 号令和 6 年度陸別町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第 3 号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第9号令和6年度陸別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の質疑を行います。

第1条、歳入歳出予算の補正全般について行います。

事項別明細書は、4ページから5ページまでを参照してください。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第9号令和6年度陸別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第10号令和6年度陸別町簡易水道事業会計補正予算（第3号）の質疑を行います。

第1条総則から第6条他会計から補助金の補正全般について行います。

補正予算明細書は、8ページから10ページまでを参照してください。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 最後に、議案第10号全般について質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第10号令和6年度陸別町簡易水道事業会計補正予算（第3号）を採決

します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第11号令和6年度陸別町公共下水道事業会計補正予算（第3号）の質疑を行います。

第1条総則から第6条他会計からの補助金の補正全般について行います。

補正予算明細書は、8ページから10ページまでを参照してください。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 最後に、議案第11号全般について質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第11号令和6年度陸別町公共下水道事業会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 令和7年度町政執行方針・令和7年度教育行政執行方針

○議長（久保広幸君） 日程第13 町長から令和7年度町政執行方針の申出がありますので、これを許します。

本田町長。登壇願います。

○町長（本田 学君）〔登壇〕 令和7年陸別町議会3月定例会の開会に当たり、町政執行について、私の所信と諸施策の一端を申し上げ、議員各位と町民の皆さんに町政全般への御理解と御協力をお願い申し上げます。

皆様の負託を受け、町政を担うことになって3年目、4年任期の折り返しを迎える令和

7年度は、ステップアップに向けた年になると考えております。

当町の重要課題である産業の活性化と雇用の創出、そして観光資源の再構築による関係人口の増加、これらの課題に正面から立ち向かい、知恵を出し合って魅力あるまちづくりを進めてまいります。

国の令和7年度一般会計予算は、国会において修正案が提出されておりますが、昨年末の閣議決定された当初予算案においては、前年度に比較し、2兆9,698億円増の11兆5,415億円。そのうち歳入における税収は7兆8,400億円で、公債金は2兆8,490億円となっております。

公債金の内訳は、建設公債が6兆7,910億円で、赤字公債が2兆1,850億円あります。

また、歳出における国債費は2兆8,217.9億円、前年度に比較して1兆2,089億円増加し、歳出全体の約24%を占めております。

なお、修正案では、歳出予算を3,400億円削減して、11兆5,200億円程度になるとされておりますが、現在審議中であります。

国は、コストカット型経済から高付加価値創出型経済への移行を確実なものにすると表現し、一部では賃金上昇や企業の積極的な設備投資によって、経済は成長軌道をたどると見られております。

しかし、首都圏一極集中によって、地方は人口減少と担い手不足に悩まされており、地方経済は節約志向による消費活動の停滞がなお続く気配を見せるものと思われま

す。地方創生が最重要と位置づけられておりますことから、単に交付金を増やすだけでなく、地域の実情に合わせた使い勝手のよい財政措置により、地方が真の主役になれるよう、より一層の支援を期待したいところであります。

当町の財政は自主財源が少なく、地方交付税に依存する大変厳しい予算編成となりますが、地球温暖化対策への取組をはじめ、災害発生時の避難所にもなる公共施設の機能強化、子育て支援や福祉政策の充実など、将来に希望の持てる政策を進めてまいります。

令和7年度の陸別町一般会計は49億6,227万円、前年度の当初予算との比較では6,671万円の減額とし、経費削減の中でめり張りの利いた予算といたしました。

主な財源は、地方交付税交付金で、22億3,322万円の計上です。地方債の合計は5億6,020万円、基金の取崩しは財政調整基金、減債基金のほか、ふるさと整備基金など7億3,744万円といたしました。自主財源が限られる中で、基金の取崩しが増えたことは、今後の財政運営に大きな影響を与えるものとして十分に注意する必要があります。

主な事業の概要について、項目ごとに御説明申し上げます。

まず、総務費関係について申し上げます。

役場庁舎についてであります。現庁舎の老朽化した設備を計画的に更新するため、優先度や財源などを総合的に勘案して実施していくこととしております。令和4年度から暖房

用設備、衛生設備、給排水器具、エアコン空調設備を整備してまいりましたが、新年度では、エレベーター設備の更新を計画いたしました。避難所にも指定されております庁舎において、誰もが安心して利用するために必要不可欠な設備であります。御理解いただきますようお願いいたします。

町有施設の大規模改修では、産業振興住宅の暖房等設備が老朽化により不具合が発生しているため、更新するために必要な予算を計上いたしました。

全国の多くの方々から御寄附をいただいております、ふるさと納税についてであります。今後も寄附者の善意に対する謝礼として、返礼品に用いる地元の産品などを充実させ、ふるさと納税の促進を図るとともに、企業版ふるさと納税についても積極的にPRしてまいります。

地域交通の確保につきましては、バス路線の維持のため、沿線自治体と共に運営費の助成や通学定期の差額補助などを継続して実施いたします。町内においても、ハイヤーの利用助成事業を通じて、誰もが利用しやすい交通手段を確保してまいります。

次に、移住・交流対策についてであります。

移住体験のため、ちょっと暮らし住宅を運用しているほか、移住フェアに出展するなど、北海道や近隣自治体とも連携して、新たな移住者を呼び込む施策を展開してまいります。

定住人口の確保対策として実施しております、移住定住促進住宅建設等補助事業につきましても、継続して実施するため、所要の予算を計上いたしました。

次に、地域活性化の推進についてであります。ミネラルウォーター「陸別百恋水」を新たに1万5,000本製造し、引き続き、陸別町のPR強化と、町内外での販売を行います。

地域おこし協力隊事業では任期満了に伴い、1件の起業が予定されているほか、事業承継の支援を継続してまいります。

次に、福祉関係について申し上げます。

高齢者が健康で明るく暮らしていくために、デイサービスセンター運営事業を継続するほか、福祉住宅「からまつハウス」、高齢者共同生活支援施設「福寿荘」、ケア付き一時住まい「かっこうの家」など、個々人の状況に合わせた多様な生活支援を可能とするため、必要となる施設を運営してまいります。

さらに、成年後見や障害者相談支援のための窓口を設けて、専門的な相談にも対応してまいります。

また、高齢者や障害者の世帯等に対する冬季の経済的負担を軽減することを目的として、対象となる世帯1世帯に1万円の商品券を支給する冬季生活支援事業の実施に必要な経費を計上いたしました。

防犯灯のLED化につきましては、下陸別地区及び中斗満・上斗満地区ほかにおいて整備してまいります。

次に、子育て支援についてであります。

妊産婦や子ども・子育て世帯への一体的な支援に取り組むため、「子ども家庭センター」を設置し、相談や情報提供など、関係機関とともに切れ目のないサービスの提供に努めます。

育児に関しましては、出産祝い金をはじめとして、保育料の無償化、給食費無料化、子どもの医療費の助成、子育てステップアップ応援給付金など、経済的負担の軽減に取り組んでまいります。

また、陸別保育所では、照明のＬＥＤ化工事を行うほか、学童保育所や子育て支援センターの運営に必要な予算を計上いたしました。

陸別の未来のため、子どもの成長を地域全体で応援していきたいと考えております。

次に、衛生関係について申し上げます。

保健センター施設において、エアコン設備設置や照明のＬＥＤ化工事を進め、環境に配慮しながら、利用しやすい施設を目指します。

保健事業では、特定健診の高い受診率を今後も維持できるよう、これからも健康についての相談や指導を継続してまいります。

予防接種事業では、ワクチンについての情報提供を丁寧に行うとともに、任意接種においても、費用助成を実施することで多くの方々が予防接種を受けられるよう努めてまいります。

また、地球温暖化対策実行計画に基づき、二酸化炭素の排出量を削減し、自然と共生する社会の実現のため、脱炭素化を推進するとともに、当町の持つ森林環境を活かしたＪ－クレジットの取組を進めます。

廃棄物処理関係では、十勝圏複合事務組合において整備が進められております新中間処理施設を含め、各施設に要する分担金を計上しております。

次に、労働対策について申し上げます。

町単独の緊急雇用対策事業及び地元雇用促進事業につきましては、就労環境の安定を図ることはもとより、全産業において労働者不足が深刻な課題となっていることから、事業所等における雇用を促進させるためにも、引き続き必要な経費を計上いたしました。

次に、基幹産業である農林業について申し上げます。

酪農畜産業は依然として厳しい状況に置かれております。農畜産物の価格は、生産コストに見合う水準にあるとは言いがたく、これからも営農を続けていただくためには、より一層の支援が必要と考えております。

町としましては、経営安定のための施策として、伝染病予防対策に注力するほか、各種資金利子補給事業、優良家畜導入支援事業などを実施し、農業者を支える政策に取り組んでまいります。

また、担い手対策として、新規就農者に対する支援も継続してまいります。

バイオマスプラントは、物価高の影響などから経費が膨らんでおり、当初計画を下回る

状態が続いております。町としては、安定稼働とするためにできる限りの支援を実施したいと考えております。

農村整備事業では、橋梁点検と上陸別地区営農用水の配水管整備に必要な予算を新たに計上いたしました。

道営事業は、負担金事業として陸別第2地区草地畜産基盤整備事業、第2上陸別地区担い手畑地帯総合整備事業及びトマム第2地区農道整備事業に継続して取り組みます。

農畜産物加工研修センター関係では、特産品の開発、製造を続けるとともに、施設整備として照明のLED化工事を実施いたします。

次に、林業関係であります。

森林環境譲与税を活用した事業を積極的に進め、林業担い手対策事業のほか、地域山林活性化推進事業などを実施します。林業従事者への支援が地域経済に好循環をもたらすよう期待するところであります。

町有林管理事業につきましては、計画的な植栽・下刈りや適期の間伐により、町民の財産である森林の健全な育成に努めるとともに、今後、管理が行き届かなくなるおそれのある私有林を公有林化し、適切な管理を進めます。

また、小規模治山事業により、森林の保全対策を進めてまいります。

有害鳥獣による被害が増加傾向であること、駆除の担い手であるハンターが不足していることなどから、有害鳥獣駆除事業の拡充を図り、奨励金等の必要な経費を計上いたしました。事業が円滑に実施できるよう、これからも関係機関と連携を強化してまいります。

次に、商工業の振興について申し上げます。

中小企業融資制度預託金、融資制度保証料補給、利子補給事業及び小規模企業等振興事業につきましては、継続して取り組んでまいります。

商工会が令和7年度も実施するプレミアム商品券発行事業につきましても、プレミアム分を補助するために必要な経費を計上いたしました。

また、日産自動車購入助成事業につきましても継続してまいります。

消費者対策につきましては、身近な問題をすぐに相談できるよう、窓口のお知らせや回覧による啓発活動を継続してまいります。

観光の振興についてであります。

「しばれフェスティバル」は、実行委員会体制を見直し、本年2月に2年ぶりに開催することができました。御来場いただきました皆さん、そして御協力いただきました全ての方々に改めて感謝申し上げる次第です。来年もさらにパワーアップして、イベントを続けていきたいと考えております。

「ふるさと銀河線りくべつ鉄道まつり」など、各種イベントにつきましては、町の魅力発信のため、主催団体等と協力して実施してまいります。

次に、銀河の森の振興について申し上げます。

天文台につきましては、大型望遠鏡システム更新のための実施設計を予定しております。

す。設備の老朽化は、多くの公共施設に共通する課題であります。公開型天文台として国内最大級となる望遠鏡「りくり」を、これからも維持していけるよう努力してまいります。

また、総合観測室を通して、関係する名古屋大学、北海道大学、北見工業大学、国立環境研究所、国立極地研究所との社会連携事業により、出前授業などの活動を実施し、陸別の子どもたちが自然科学に触れ合える機会をつくってまいります。

コテージ村管理事業につきましては、地道な広告やネット予約の導入並びに施設の良好な維持管理が評価されておりますが、引き続き委託を通して、適切な管理運営を行ってまいります。

次に、道路網の整備について申し上げます。

十勝オホーツク自動車道につきましては、早期完成に向けて関係機関と連携して要望活動を継続してまいります。

道道津別陸別線の線形改良工事等につきましても、引き続き早期完成に向けて要望してまいります。

町道整備についてであります。

町道ペンケクンベツ原野線及び町道トマム川沿線の舗装工事、町道東1条仲通り、町道川向栄町線の歩道改良工事などを実施してまいります。

道路の維持補修については、町民の皆さんから多くの要望をいただいております。日常生活や経済活動に直結する大事な社会基盤として、限られた財源の中ではありますが、できるだけ御要望にお応えできるよう配慮いたしました。

橋梁長寿命化修繕事業につきましては、曙橋の測量設計のほか、斗満橋及び第3岡山橋の補修工事に必要な経費を計上いたしました。

また、冬期間における町道交通の確保のため、除雪機械の購入を予定しております。

次に、河川管理について申し上げます。

当町が管理する普通河川、豊作川と作集川について、河川補修工事を実施いたします。

住宅管理についてであります。

公営住宅改修事業といたしまして、新町団地E棟ほかの屋根塗装工事を実施いたします。

次に、消防、防災関係について申し上げます。

消防庁舎は、照明のLED化工事を今年度も継続します。また、とかち広域消防局において、指令システムとデジタル無線の機器更新を予定していることから、必要な負担金を計上いたしました。

防災関係につきましては、避難所で使用する保存食などの購入を継続するとともに、町民の皆さんにも日頃の備えについて協力をお願いしてまいります。

教育関係につきましては、教育委員会の意向に基づき、必要な経費を計上しております。

家庭や地域と連携して、子どもの可能性を引き出す教育に行政として取り組んでまいります。また、文化活動やスポーツ活動などを通じて生涯学習についても推進してまいります。

次に、国民健康保険事業について申し上げます。

国民健康保険の運営につきましては、北海道が主体となり、令和12年度に全道で保険料を統一化するべく取り組んでおります。北海道全体の医療費は、今後も伸びると予想されておりますが、安定的な財政運営を持続していくためには、それぞれの市町村において医療費を抑制する努力を継続していかなければなりません。

健康診断の受診率を高めることで、疾病の発症予防・重症化予防につながり、結果として医療費の抑制が図られることとなりますので、特定健康診査等の事業を引き続き実施してまいります。

次に、診療所の運営関係について申し上げます。

国民健康保険関寛斎診療所は、町内唯一の医療機関としてその役割は非常に大きなものであります。いつでも安心して医療を受けることができるための体制づくりを進めてまいります。

今年度は、電子カルテシステムと健診システムの更新に必要な予算を計上いたしました。

介護保険事業、後期高齢者医療関係につきましても、所要の予算を計上いたしました。

次に、簡易水道事業及び公共下水道事業関係について申し上げます。

公営企業の効率的・機動的な事業運営を行いながら、中長期的な経営の基本計画となる経営戦略の改定を行います。

簡易水道事業では、管路耐震化・更新計画策定のための予算を計上いたしました。また、若葉町での配水管整備を予定しております。

公共下水道事業では、下水道ストックマネジメント計画に基づき、マンホールポンプ所5か所の電気設備更新のための調査設計を行います。

以上が、町政に臨む所信と主な施策並びに予算であります。

財政の健全化は大きな課題であります。一方で地方創生のため、経済の活性化も大変重要であります。町民の皆さんと語り合い、役場の職員のみならず、町全体がワンチームになって、この難局にのぞみ、「ふるさと陸別」を盛り上げていかなければなりません。そのために、これからも力を尽くしてまいります。

議会各位と町民の皆さんの一層の御理解と御協力を心からお願い申し上げまして、町政執行方針といたします。

○議長（久保広幸君） 午後2時15分まで休憩といたします。

休憩 午後 1時57分

再開 午後 2時15分

○議長（久保広幸君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、教育長から令和7年度教育行政執行方針の申出がありますので、これを許します。

有田教育長、登壇願います。

○教育長（有田勝彦君）〔登壇〕 令和7年陸別町議会3月定例会の開会に当たり、教育行政の基本的な考え方と主要な方針について申し上げます。

近年の社会・経済情勢の変化に伴い、ライフスタイルの多様化がますます進む中、誰もが生涯を通じて主体的に学習に取り組み、生きがいに満ちた充実した人生を送ることができる社会の実現が求められています。

教育委員会は、「町民が楽しみ、学ぶことができる環境づくり」、そして「相手に対して、いやな思いをさせない」という思いを大切に、P l a n（計画）、D o（実行）、C h e c k（評価）、A c t i o n（改善）のP D C Aサイクルを確立し、町民誰もが学びを活かす地域社会の充実に向けた教育行政の推進に努めてまいります。

第1に、学校教育の推進であります。

学校教育につきましては、陸別小学校・陸別中学校の共通目標として、「誰もが通いたい学校、働きたい学校」を目指す学校像として、「子どもたち一人一人の可能性を引き出す教育の推進」、「学びの機会を保障し質を高める環境の確立」、「家庭・地域と歩む持続可能な教育の実現」を柱とし、新しい時代に必要となる資質・能力を育むため、一人1台のタブレット端末の活用促進や「個別最適な学び」、「協働的な学び」の充実による授業改善に取り組んでまいります。

小中一貫教育を通じて、9年間を見通した一貫した教育課程の編成と実施により、「学力の定着」、「豊かな人間性と社会性の育成」、「ふるさと教育の充実」に取り組み、学校間の連携強化、多様な学びの機会の提供に努め、その連続性を図ってまいります。

令和7年度、陸別小学校では児童数の減少に伴い、国で定める学級編成基準により、第2、第3学年が複式学級に該当する学級編成となりましたので、学習指導方法の質を確保するため、臨時教諭を採用して学びの充実に努めてまいります。また、「学校運営協議会」、「地域学校協働本部」と連携して、ふるさと陸別への愛着を育む教育を推進するため、「りくべつ学」の充実に取り組んでまいります。今後も「陸別の子は陸別で育てる（保小中連携）」を主体に、学校、家庭、地域との連携を推進し、「家庭は温かく」、「学校は楽しく」、「地域は明るく」を合言葉に取り組んでまいります。

学びの機会を保障し、質を高める環境を確立するため、不登校児童生徒への支援やいじめ問題の組織的対応、危機回避の指導の充実、アウトリーチ型相談体制などに取り組むとともに、児童生徒及びその保護者が抱える問題や悩みを解決するため、スクールカウンセラーを活用し、その強化を図ってまいります。また、教育の質の向上とその学びを保障するため、引き続き教育支援センターの開設など、児童生徒が安心して過ごせる居場所をつくり、児童生徒一人一人に寄り添うことにより発達段階に応じた教育の充実に努めてまいります。

学校経営充実のため、高度な教育知識を有する教育推進員を新規に採用するとともに、学力向上・人間関係の形成・教員の指導力向上など、多くの成果が期待できる小中学校相互の乗り入れ授業の充実を図るとともに、小学校高学年における教科担任制を適切に活用することで、さらに教育の質の向上を目指してまいります。

特別支援教育強化につきましては、陸別町子ども発達支援連絡会の定例開催、特別支援補助員配置の継続、そして小学校と保育所の連携によるスタートカリキュラム作成など、関係機関の連携強化に向けた切れ目のない支援の充実を図ってまいります。

健康でたくましい体をつくるため、健康な生活に関心を持ち、ヘルスリテラシー（健康や医療に関する正しい情報を入手し、理解して活用する能力）を高める指導の充実に取り組んでまいります。新体力テスト結果の活用・分析により、体力・運動能力の向上を図るとともに、感染症、熱中症などを意識した生活様式への対応など、その予防の実施、家庭や地域と連携した健康的な生活習慣の確立と、健康面に対する正しい知識の周知徹底に努め、健康教育の充実に取り組んでまいります。

学校における働き方改革の推進につきましては、働きやすい職場づくりのため、教職員の時間外勤務増加に伴う長時間労働の改善に向けた「学校における働き方改革陸別町推進プラン（学校閉庁日や部活動休養日、勤務実態の把握とその公表）」の改訂など、ＩＣＴの活用などによる校務効率化の推進に努め、学校課題の改善に向けて取り組み、子どもたちの学びの保障に向けて取り組んでいるところでありますが、近年、日本の学校における部活動の在り方が大きな課題となっています。特に、教職員の負担軽減や少子化による生徒減少、地域スポーツ・文化活動の活性化といった観点から、「部活動の地域展開」の必要性が指摘されています。この課題に取り組むため、十勝東北部３町（陸別町、足寄町、本別町）の教育機関、自治体、地域団体が連携・協力して、持続可能な運営に向けた円滑な移行に取り組んでまいります。

家庭・地域と歩む持続可能な教育の実現のため、タブレットを活用した家庭学習の促進、学校便り等の活用による家庭、地域との教育活動の共有を図り、望ましい生活習慣の定着に努めます。また、子育て支援、家庭環境の充実に向けた保護者負担軽減のため、給食費と中学生制服の全額補助、就学援助費支給、修学旅行費の一部助成、奨学資金の貸付と各種検定料の無償化については継続してまいります。

児童生徒の安全確保につきましては、危機管理マニュアルの点検、見直しや「交通安全教室」による登下校時の安全確保、「一日防災学校」を開催など、関係機関と連携した推進体制の構築と自己防衛意識の高揚を図ります。また、小学校区においては、市街地全自治会からの御協力により「校区支援ネットワーク」の取組や陸別駐在所や町内企業による安全パトロールの実施などとともに、情報の共有化と安全確保に努めてまいります。

学校施設における教育環境の充実につきましては、小学校体育館の照明をＬＥＤ化する改修を予定していますので、必要な予算を令和６年度３月補正予算で、更新に伴う小中学校教職員用パソコンの購入は、令和７年度当初予算で計上いたしました。

第2に、社会教育・生涯学習の推進であります。

社会教育・生涯学習を推進するためには、第9期陸別町社会教育計画に基づき、多様化するライフステージに対応した柔軟な学習環境を整備することが重要でありますので、学べる機会の提供、老朽化施設などの関連施設の整備・充実に向けて取り組んでまいります。

文化芸術活動につきましては、人口減少や高齢化などにより、活動の縮小や内容の固定化など、活動団体を取り巻く環境は厳しい状況が続いていますが、町民への関心を高めるため、「ふるさと劇場」による音楽、演劇、芸能、映画など、いろいろな文化に触れる機会を提供するとともに、町民文芸誌「あかえぞ」の発刊や文化協会加盟団体による文化芸術活動の活性化に向けて支援に努めてまいります。

社会教育委員や文化協会関係者等と連携しながら、タウンホールや公民館を「社会教育・生涯学習・読書活動推進の拠点」として、機能の充実が求められますので、将来に向けての整備に取り組み、創造性や感性を育む教育の機会提供と町民の心豊かな生活の実現を目指してまいります。令和7年度は、タウンホールの照明をLED化する改修を予定していますので、必要な予算を計上いたしました。

文化財の保護と活用につきましては、歴史や文化の継承だけではなく、観光振興や地域活性化、教育の面でも大きな意義を持ちます。保護と活用のバランスを取りながら、持続可能な文化財の活用を進めることが求められています。今後は、デジタル技術や地域住民の協力を活かしながら、新しい活用方法を模索して取り組んでまいります。

本町の文化財は、関寛斎資料館を核としての顕彰活動や国指定史跡ユクエピラチャシ跡、町指定文化財、郷土史料など恵まれた環境にあります。今後も広報や教育分野などを通じ、町の歴史や文化を町民に伝え、その活用と理解を得るためにも、移動研修や町民見学会、りくべつ学の授業などに取り組み、より一層町内外へ文化財の発信を推進してまいります。

学童保育所は、共働き等による放課後の保育が困難な家庭を対象とする子育て支援事業であり、子どもたちが放課後に安心して過ごせる場所を提供する施設です。これまで同様、保育を希望する家庭の全ての児童を受け入れ、小学校や保育所と連携し、安全・安心であることを第一に考えて、運営に取り組んでまいります。

第3に、スポーツの振興であります。

スポーツ振興や健康・体力づくりの推進は、単なる運動習慣の促進にとどまらず、町全体の健康増進、地域コミュニティの活性化、経済発展、社会的つながりの強化など、多方面にわたる高価をもたらします。こうした施策を通じて、「健康で活気あるまち」を実現し、町民が豊かで充実した生活を送れるような環境づくりを目指してまいります。

そのため、町民が気軽に参加できる「ボッチャ・フロアーリング」などの軽スポーツをシリーズ戦で開催するなど機会の提供に努め、各自治会の地域交流・振興を目的として、今後の継続開催に向けて、課題の整理に取り組んでまいります。

スポーツ推進委員や体育連盟、スポーツ少年団、社会福祉協議会との連携を図りながら、スポーツを楽しむ機会やその環境を整備するため、スポーツ団体への支援やスポーツ振興基金を活用した助成事業を進めるとともに、「陸別町教育施設長寿命化計画」に基づき、スポーツ施設などの計画的な整備、維持管理に取り組んでまいります。

老朽化により、その整備が課題となっています町民水泳プールにつきましては、地域全体のスポーツ振興に役立つ施設でありますので、令和6年度実施の「耐震診断調査」の結果を踏まえ、当初の構想を修正し、現地での全面改築による整備を進めるため、令和7年度は必要な予算を計上いたしました。

第4に、給食・食育の推進であります。

学校給食衛生管理基準に基づき、調理過程や施設の衛生面、食品の取扱いなど、厳しく管理に取り組むとともに、食物アレルギーをもつ子どもたちに対して個別の面談を行うなど、安心・安全な学校給食の実施に取り組んでまいります。子どもたちのリクエストによる給食メニューや「日本全国味めぐり」、「世界の料理」など創意工夫をこらし、今後も「おいしい」、「楽しみ」と言ってもらえる給食の提供を進めてまいります。

保護者や地域の皆様には、給食だより、ホームページ等を通じて、町内企業から地場産品の無償提供や給食及び食事についての情報提供を行うとともに、陸別町給食センター運営委員会、町民給食試食会の開催など、理解と協力が得られるよう努めてまいります。

なお、近年の食材費高騰により、令和7年度から給食費を値上げすることといたしました。現在の給食費では、安全で栄養バランスの取れた給食の提供を継続することは困難な状況となりましたので、必要な予算を計上いたしました。

以上が、教育行政の執行方針と主な施策であります。

教育は、社会の礎であり、未来を創る力です。本方針のもと、一人一人が可能性を最大限に伸ばせる教育環境を実現すべく、誠心誠意、町民の負託に応えられるよう取り組んでまいります。

今後とも、町議会並びに町民皆様の御理解と御協力をお願い申し上げまして、教育行政執行方針といたします。

○議長（久保広幸君） 以上で、令和7年度町政執行方針及び教育行政執行方針を終わります。

執行方針に係る一般質問の追加がある方は、本日午後5時までに提出してください。

◎日程第14 議案第12号陸別町指定介護予防支援事業者の指定の要件並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

○議長（久保広幸君） 日程第１４ 議案第１２号陸別町指定介護予防支援事業者の指定の要件並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

本田町長、登壇願います。

○町長（本田 学君）〔登壇〕 議案第１２号陸別町指定介護予防支援事業者の指定の要件並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてですが、介護保険法施行規則が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

内容につきましては、保健福祉センター次長に説明させたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（久保広幸君） 空井保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（空井猛壽君） それでは、議案第１２号について御説明申し上げます。

新旧対照表を用いて説明させていただきたいと存じますので、議案説明書、資料ナンバー８をお開きください。

資料ナンバー８ですが、右欄が現行条例、左欄が今回改めようとするものであります。提案理由の説明にありましたとおり、介護保険法施行規則の改正によりまして、第１３条で引用しております、条番号にずれが生じておりますことから、下線部分になりますが、第１３条の「第１４０条の６６第１号ロ（２）」を「第１４０条の６６第１号イ」に改めるものでございます。

それでは、議案書１２ページにお戻りください。

ただいま、新旧対照表を用いて御説明申し上げましたので、議案本文の朗読は割愛させていただきます。

附則であります。この条例は、公布の日から施行するであります。

以上、雑駁ですが、議案第１２号の説明とさせていただきます。

以降、御質問によりお答えしてまいりますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（久保広幸君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 質疑なしと認め、これで終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第１２号陸別町指定介護予防支援事業者の指定の要件並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第１２号は、原案のとおり可決されました。

**◎日程第１５ 議案第１３号陸別町水道・下水道審議会条例の一部
を改正する条例**

○議長（久保広幸君） 日程第１５ 議案第１３号陸別町水道・下水道審議会条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

本田町長、登壇願います。

○町長（本田 学君）〔登壇〕 議案第１３号陸別町水道・下水道審議会条例の一部を改正する条例についてですが、各団体の組織変更等による委員の担い手の減少に伴い、所要の改正を行うものであります。

内容につきましては、建設課長に説明させたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（久保広幸君） 清水建設課長。

○建設課長（清水光明君） それでは、議案第１３号陸別町水道・下水道審議会条例の一部を改正する条例につきまして説明をさせていただきます。

議案説明書、資料ナンバー９を御覧ください。

こちらのほうに新旧対照表が載っております。今回、右側の現行「委員１０名」としてある部分につきまして、「委員１０名以内」に改正をさせていただく内容となっております。

今回の改正の理由といたしましては、審議会の委員につきましては、現行、各団体などの方々に委嘱させていただいておりますが、近年、各団体の組織変更等によりまして、委員の担い手の減少等に伴い、所要の改正を行おうとするものでございます。

それでは、議案書のほうに戻りまして、本文の朗読は割愛させていただきまして、附則を読み上げたいと思います。この条例は、公布の日から施行するでございます。

以後、御質問によりお答えしてまいりますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（久保広幸君）　これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

6 番谷議員。

○6 番（谷 郁司君）　この条例は審議会ですね。審議会の人々が、今10名というふうに限られているから10名いるのだと思うのですけれども。今の説明では、各団体からというか、そういう人たちから出てもらって、そして意見を聴取して審議していくという形なのだと思うのですけれども、これがないということは、10名以下になる可能性もあるのかなと思いますけれども、いずれにしても、この審議会が組織してから、今まで何回ぐらいそのような集まりあるのか。

というのは、近年、当町においてはあり得ないと思うけれども、あり得る事故ね。今後、一般質問の方もいると思うのですけれども。結局、水道の配管の耐久力とか更新とか、あるいは下水道、下水道はまだ造られて10年か20年ぐらいになのかな、そういうような状況の中で、とにかく上から見て見えるようなものではないので、やっぱりこういう審議会が、それなりの地域に住んでいる人たちが、今後きちんと会議がなくてもそういうものをアンテナ張っていけるような委員が必要でないかと私は思いますので、最低でも1年に1回ぐらいでも、審議会が開けるような形をとってってもらえるのかどうか。

簡単に言えば、漏水は最終的に無駄経費です。それなりに液剤も使い、電気も使っている中で、より漏れないで、町民の方に利用してもらうという観点からいくと、委員会というのは必要なのですけれども、今までの実績と合わせて、どのように今後運営させる気しているのか、お願いします。

○議長（久保広幸君）　清水建設課長。

○建設課長（清水光明君）　まず、御質問にありました、これまでの審議会の開催回数なのですが、大変申し訳ない、正確な回数は手元にはないのですが、これまで料金改正に伴いまして行ってきた中で、消費税率が改定する際に、それぞれ1回ずつ行ってきました。過去に8%に上がる時、10%に上がる時、それぞれの改正の際に審議会を開いてきているような状況でありました。

今後の運営につきましてということなのですが、今年度より企業会計になりまして、また来年度に向けて事業の整備計画ですとか経営戦略ですとか、いろいろと課題もありまして、これから企業会計のほうで取り組まなくてはいけない部分がありますし、その中の部分で、必要に応じて町から審議会の方たちに諮問をしていくような形の中で取り組んでいかなくてはならない。そのためには、状況ですとか、その都度何回か開いていく必要があるのかなと思いますので、今後に向けては、そういった情報も発信しながら諮問していくような形を取りたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（久保広幸君）　6 番谷議員。

○6 番（谷 郁司君）　これは全国的に、ちょうどバブル時代に造られた設備ということでやられて、いかんせん陸別は、ちょっと遅れて下水道なんかを完備したのですけれど

も。

いずれにしても、簡単に言えば、今度スマートメーターですか、そういうのをやる中で、漏水箇所が、何年か前に漏れていたのがよく分からないで、最終的にはかなりの漏水の中で損をしたといった状況の中で、一刻も早くそういうような箇所を見つけるためには、地域にいる審議員か、それらの人たちが、早めに察知できるような体制をやっぱり取っていかねばならない。これは何も審議員でなくても、町民の人たちの意見を聞くということも含めて、集めるというか出席するといった意味も必要だと思いますので、ここは鋭意、活発なる審議会になっていってほしいなと思うのですが、そういう見通し……。

この辺では、何回も言いますが、ああいうような陥没で大型車が沈んでしまうようなことはないと思うのですが、少しでも漏水がなく、あるいは下水管の交換はまだ間に合うと思うけれども、そういったものを事前に察知していけるような、そういう審議会が必要でないかなと思うのですが、その辺についてはどうですか。

○議長（久保広幸君） 清水建設課長。

○建設課長（清水光明君） 今、議員からお話ありましたとおり、審議会におきましては、料金だけではなく、そういった施設なんかの維持管理に関すること、町長のほうからの諮問に応じて開催していくという形がうたわれておりますので、今回、新年度に向けてはいろいろ計画等の策定もしていきたいと思っております。

そういった中で、既存がどういう状況にあるのか含めて、何回か審議していかなくてはいけないのかなということで予算のほうも例年よりは少し回数増やして計上しているような状況ですので、今後につきましては、そういった情報をより発信しながら取り組んでまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（久保広幸君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第13号陸別町水道・下水道審議会条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 1 6 議案第 1 4 号陸別町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

○議長（久保広幸君） 日程第 1 6 議案第 1 4 号陸別町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

本田町長、登壇願います。

○町長（本田 学君）〔登壇〕 議案第 1 4 号陸別町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例についてですが、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令及び子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令が定められたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

内容につきましては、保健福祉センター次長に説明させたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（久保広幸君） 空井保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（空井猛壽君） それでは、議案第 1 4 号について御説明を申し上げます。

本条例につきましては、児童福祉法の規定によりまして、市町村は内閣府令で定める基準に従い、または参酌して、設備及び運営について条例でこれを定めることとされておりまして、今般、内閣府令により基となる基準の一部改正がありましたことから、所要の条例改正を行おうとするものでございます。

それでは、新旧対照表を用いて御説明させていただきますので、議案説明書、資料ナンバー 1 0 - 1 をお開きください。下線を引いている部分が、今回改正しようとするところを指しているものになります。

まず、第 6 条第 1 項の改正でございます。第 6 条第 1 項のただし書を削る改正となっておりますが、この後御説明します第 2 項以降に、新たに連携施設の確保に関する例外規定を設けますことから、現行、ただし書で例外規定を設けているものを削除しようとするものでございます。

次の同条同項第 1 号でございますが、こちらにつきましては、同号に掲げております、体験機会の設定、相談、助言、その他の支援等を、単に「保育内容支援」と略称とするものでございます。

それでは、資料ナンバー 1 0 - 2 にお進みください。

同項第 3 号につきましては、第 2 項と第 3 項を削除いたしまして、新たに第 2 項から第 5 項を設けることから、引用する項番号について、「第 4 項第 1 号」とあるものを「第 6 項第 1 号」に改めようとするものでございます。

続いて、今ほども説明を申し上げましたが、現行の第 6 条第 2 項と第 3 項を削りまし

て、第2項から第5項を追加する改正であります。まず、第2項と第3項につきましては、保育所、幼稚園、認定こども園といった連携施設の確保が困難である場合、相談、助言、その他の支援について小規模保育事業者等と協力関係の構築を前提に、確保しないこととできる例外規定を設けるものでございます。

続いて、第4項と次のページの第5項につきましては、保育所、幼稚園、認定こども園といった連携施設の確保が困難である場合の代替保育について、小規模保育事業者等と協力関係が構築できる場合、そして町長が協力者確保促進のために必要な措置を講じてもなお確保が困難と認める場合に、確保しないこととできる例外規定を設けているものでございます。

それでは、資料ナンバー10-3にお進みください。

第5項の追加の規定であります。第5項につきましては、第1号と第2号、それぞれ代替保育が行われる場所に応じた代替保育連携協力者を定めているものでございます。

続いて、現行の第4項、第5項につきましては、二つの項が追加になりましたことから、「第4項」を「第6項」に、「第5項」を「第7項」に2項ずつ繰り下げようとするものでございます。

続いて、第16条の改正となります。資料ナンバー10-4をお開きください。

第16条第1項第2号の改正となります。

これにつきましては、栄養士法の改正に伴いまして、これまで管理栄養士国家試験につきましては、栄養士の免許を持ったものなければ受験資格が得られなかったところでございますけれども、管理栄養士養成施設卒業者につきましては、栄養士免許を取得しなくても管理栄養士になることが可能になりましたことから、栄養士に続き「又は管理栄養士」を加えようとするものでございます。

続いて、同ページの附則の改正であります。

附則の第4項の1点目につきましては、先ほど御説明申し上げました、第6条第1項のただし書を削除したため、本文を削る文言整理を行おうとするものでございます。

2点目の改正につきましては、保育所、幼稚園、認定こども園といった連携施設確保のための経過措置を5年延長するため、現行「10年」とあるところを「15年」に改めようとするものでございます。

それでは、議案書15ページにお戻りください。

ただいま新旧対照表を用いて御説明申し上げましたので、議案本文の朗読は割愛させていただきます。

附則であります。この条例は、令和7年4月1日から施行するであります。

以上で、議案第14号の説明とさせていただきます。

以降、御質問によりお答えしてまいりますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（久保広幸君） これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 質疑なしと認め、これで終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第 14 号陸別町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 14 号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 17 議案第 15 号陸別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

○議長（久保広幸君） 日程第 17 議案第 15 号陸別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

本田町長、登壇願います。

○町長（本田 学君）〔登壇〕 議案第 15 号陸別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例についてですが、子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令が定められたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

内容につきましては、保健福祉センター次長に説明させたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（久保広幸君） 空井保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（空井猛壽君） それでは、議案第 15 号について御説明申し上げます。

本条例につきましては、子ども・子育て支援法の規定によりまして、市町村は内閣府令で定める基準に従い、または参酌して運営について条例でこれを定めることとされておりまして、今般、内閣府令により基となる基準の一部が改正されましたことから、所要の条例改正を行おうとするものでございます。

それでは、新旧対照表を用いて説明をさせていただきたいと存じますので、議案説明

書、資料ナンバー 1 1 - 1 をお開きください。下線を引いている部分が今般改正をしようとする箇所となります。

まず、第 3 7 条第 1 項の改正につきましては、次に説明します第 4 2 条の改正に伴いまして、引用条項にずれが生じますことから、2 か所ありますが、それぞれ「第 4 2 条第 3 項第 1 号」を「第 4 2 条第 3 項」に改めようとするものでございます。

次に、第 4 2 条の改正であります。

第 4 2 号第 1 項につきましては、この後説明いたしますが、第 2 項と第 3 項を削除しまして、新たに第 2 項から第 5 項を設けますことから、引用する項番号について「第 5 項」を「第 7 項」に改め、第 2 項以降、新たに連携施設の確保に関する例外規定を設けるため、ただし書を削除しようとするものでございます。

それでは、資料ナンバー 1 1 - 2 にお進みください。

同項第 1 号につきましては、次号に掲げる体験機会の設定、相談、助言、その他の支援等、こちらを単に「保育内容支援」と略称するものでございます。

同項第 3 号につきましては、第 2 項と第 3 項を削除して、新たに第 2 項から第 5 項を設けますことから、引用する項番号について「第 4 項第 1 号」とあるところを「第 6 項第 1 号」に改めようとするものでございます。

第 2 項から第 5 項につきましては、今般、追加する規定となります。

まず、第 2 項と第 3 項につきましては、認定こども園、幼稚園、保育所といった連携施設の確保が困難である場合、相談、助言、その他の支援につきまして、小規模保育事業者等との協力関係の構築を前提に、確保しないこととできる例外規定を設けているものでございます。

それでは、資料ナンバーの 1 1 - 3 にお進みください。

第 4 項と第 5 項につきましては、認定こども園、幼稚園、保育所といった連携施設の確保が困難である場合の代替保育について、小規模保育事業者等との協力関係が構築できる場合、そして町長が、協力者が確保促進のために必要な措置を講じて、なお確保が困難と認める場合に、確保しないこととできる例外規定を設けるものでございます。

第 5 項でございますが、第 5 項第 1 号と第 2 号につきましては、代替保育が行われる場所に応じた代替保育連携協力者を定めようとするものでございます。

資料ナンバー 1 1 - 3 の一番下でありますけれども、先ほど 2 項を削って 4 項を加える改正を行いましたことによりまして、「第 4 項」を「第 6 項」に、以降、同じく 2 項ずつ繰り下げようとするものでございます。

続きまして、資料ナンバー 1 1 - 4 にお進みください。

附則の改正となります。

1 点目につきましては、第 4 2 条第 1 項のただし書を削除しましたことから、「本文」という文言を削る整理を行うものでございます。

2 点目につきましては、認定こども園、幼稚園、保育所といった連携施設確保のための

経過措置を５年間延長するため、現行「１０年」とあるところを「１５年」に改めようとするものでございます。

それでは、議案書１７ページにお戻りください。

ただいま、新旧対照表を用いて御説明を申し上げましたので、議案本文の朗読等は割愛させていただきます。

附則であります。この条例は、令和７年４月１日から施行するであります。

以上、議案第１５号の説明とさせていただきます。

以降、御質問によりお答えしてまいりますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（久保広幸君）　これから、質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君）　質疑なしと認め、これで終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君）　討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第１５号陸別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第１５号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第１８　議案第１６号陸別町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例

○議長（久保広幸君）　日程第１８　議案第１６号陸別町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

本田町長、登壇願います。

○町長（本田　学君）〔登壇〕　議案第１６号陸別町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例についてですが、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理等に関する省令により水道法施行令の一部が改正され、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件が見直されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

内容につきましては、建設課長に説明させたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（久保広幸君） 清水建設課長。

○建設課長（清水光明君） それでは、議案第16号陸別町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

説明に当たりまして、議案説明書、資料ナンバー12-1、2、3を御覧いただきたいと思いますのですが、まず最初に12-1からです。

今回の改正につきましては、生活衛生等の関係行政の機能強化のため、水道法施行令の一部が改正され、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件が見直されたことに伴うものでございます。

まず最初に、布設工事監督者の資格についての見直しを12-1から12-2の上段にかけての1号から8号につきまして記載しております。現行が右側のほう、改正案のほうが左となっております、どの号におきましても、これまでの修学、履修内容とその後の経過年数の部分が見直しされているところでございますので、その部分について後ほどは御覧いただきたいと思います。

また、12-2の中段の部分なのですが、水道技術者の資格につきまして記載をしております。第36条の1号から4号までは、これまでの内容と経過年数等が改正されております。

また、今回の改正に合わせまして、現行の第5号、第6号につきましては削除というような形になっております。

説明につきましては以上とさせていただきます。

この後、議案書のほうにお戻りいただきまして、議案の本文につきましての朗読は割愛させていただきます。

附則を読み上げさせていただきます。

附則。この条例は、令和7年4月1日から施行するでございます。

以後、御質問によりお答えしてまいりますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（久保広幸君） これから、質疑を行います。質疑はありますか。

5番中村議員。

○5番（中村佳代子君） 確認のためにお聞きしたいのですが、第35条第4号の短期大学等というのは、高等専門学校だとか、普通の専門学校ですか、その辺も含まれるのかお聞きいたします。

○議長（久保広幸君） 暫時休憩します。

休憩 午後 3時06分

再開 午後 3時07分

○議長（久保広幸君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

清水建設課長。

○建設課長（清水光明君） 第４号の短期大学等においての部分の、短期大学に含まれる学校についてということでの御質問でしたが、上段のほうにあります第３号の部分で、短期大学の部分について、同じ内容の中でうたわれておりまして、この法律における短期大学というのは、専門職大学の前期課程を含むもの、もしくは高等専門学校等において土木課又はこれに相当する課程を修めて卒業した者となっております、その部分と同等に短期大学の部分を読み返していただきたいと思います。

以上です。

○議長（久保広幸君） ほかに質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第１６号陸別町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第１６号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第１９ 議案第１７号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

◎日程第２０ 議案第１８号陸別町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例

◎日程第２１ 議案第１９号陸別町消防団員退職報奨金の支給に関する条例の一部を改正する条例

○議長（久保広幸君） 日程第１９ 議案第１７号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例から日程第２１ 議案第１９号陸別町消防団員退職報奨金の支給に関する条例の一部を改正する条例までの、３件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

本田町長、登壇願います。

○町長（本田 学君）〔登壇〕 議案第１７号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてですが、刑法等の一部を改正する法律が令和７年６月１日に施行されること

により、懲役及び禁錮が廃止され、これに代えて拘禁刑が創設されることに伴い、所要の改正をするものであります。

続きまして、議案第18号陸別町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてですが、刑法等の一部を改正する法律が令和7年6月1日に施行されることにより、懲役及び禁錮が廃止され、これに代えて拘禁刑が創設されることに伴い、所要の改正をするものであります。

続きまして、議案第19号陸別町消防団員退職報奨金の支給に関する条例の一部を改正する条例についてですが、刑法等の一部を改正する法律が令和7年6月1日に施行されることにより、懲役及び禁錮が廃止され、これに代えて拘禁刑が創設されることに伴い、所要の改正をするものであります。

以上3件を一括して提案いたします。

内容につきましては、総務課長及び総務課参事に説明させたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（久保広幸君） 丹崎総務課長。

○総務課長（丹崎秀幸君） それでは、議案第17号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案集は20ページとなります。

本条例は、刑法等の一部が改正され、懲役及び禁錮が拘禁刑に変更されることに伴い、所要の改正を行うものであります。

資料により御説明申し上げますので、議案説明書、資料ナンバー13-1を御覧ください。資料ナンバー13-1及び13-2は、新旧対照表となります。表の右側が現行で、左側が改正案となります。下線の部分が改正箇所となりますので、御参照いただきたいと思います。

改正箇所は4か所ございまして、第15条の2第3号及び第4号、第15条の3第1項第1号、次のページに行きまして、第15条の3第5項第1号、以上4か所であります。この4か所のそれぞれ本文中にある「禁錮」を「拘禁刑」に改正するものであります。

この改正は、刑罰の変更によるものでありますので、条例における取扱いが変わるものではありません。参考までに申し上げますと、拘禁刑以上の刑に処された場合、期末手当を不支給あるいは一時差止めとする条例の内容となっております。

なお、附則において、施行期日は、刑法等の一部を改正する法律の施行の日からとし、施行日前における禁錮の規定は、改正後の本条例において拘禁刑とみなす経過措置を設けております。

それでは、議案集の20ページにお戻りください。

改正の内容につきましては、ただいま説明したとおりでございますので、条文及び附則の朗読は、省略させていただきます。

以上で、議案第17号の説明とさせていただきます。

○議長（久保広幸君） 瀧澤総務課参事。

○総務課参事（瀧澤 徹君） それでは、議案第 18 号陸別町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

議案集は、21 ページとなります。

本条例の改正は、先ほどの総務課長による議案第 17 号の説明と同様に、刑法等の一部が改正され、懲役及び禁錮が拘禁刑に変更されることに伴い、所要の改正を行うものであります。

資料により御説明申し上げますので、議案説明書、資料ナンバー 14 を御覧ください。新旧対照表となります。表の右側が現行で、左側が改正案です。下線部分が改正箇所となりますので御参照いただきたいと思います。

第 4 条第 1 号中「禁錮」を「拘禁刑」に改正するものです。この改正は、刑罰の変更によるものでありますので、条例における取扱いが変わるものではありません。

なお、附則において、施行期日は刑法等の一部を改正する法律の施行の日からとし、施行日前における禁錮の規定は、改正後の本条例において拘禁刑とみなす経過措置を設けております。

それでは、議案集の 21 ページにお戻りください。

改正の内容につきましては、ただいま説明したとおりでございますので、条文及び附則の朗読は省略させていただきます。

以上で、議案第 18 号の説明とさせていただきます、続きまして、議案第 19 号陸別町消防団員退職報奨金の支給に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

議案集は 22 ページになります。

本条例も、議案第 17 号及び議案第 18 号と同じく、刑法等の一部改正により、懲役及び禁錮が拘禁刑に変更されることに伴い、所要の改正を行うものであります。

それでは、議案説明書、資料ナンバー 15 を御覧ください。新旧対照表となります。表の右側が現行で、左側が改正案です。下線部分が改正箇所となりますので御参照いただきたいと思います。

第 5 条第 1 号中「禁錮」を「拘禁刑」に改正するものです。この改正も刑罰の変更によるものでありますので、条例による取扱いが変わるものではありません。

なお、附則において、施行期日は刑法等の一部を改正する法律の施行の日からとし、施行日前における禁錮の規定は、改正後の本条例において拘禁刑とみなす経過措置を設けております。

それでは、議案集の 22 ページにお戻りください。

改正の内容につきましては、ただいま説明したとおりでございますので、条文及び附則の朗読は省略させていただきます。

これで、議案第 19 号の説明を終わります。

以上で、議案第 17 号から議案第 19 号まで、一括の説明とさせていただきます。

以後、御質問によりお答えしてまいりますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（久保広幸君） これから、議案第１７号の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 質疑なしと認め、これで終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第１７号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第１７号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第１８号の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 質疑なしと認め、これで終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第１８号陸別町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第１８号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第１９号の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 質疑なしと認め、これで終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第１９号陸別町消防団員退職報奨金の支給に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号は、原案のとおり可決されました。

**◎日程第22 議案第20号陸別町乳児等通園支援事業の設備及び
運営の基準に関する条例**

○議長（久保広幸君） 日程第22 議案第20号陸別町乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

本田町長、登壇願います。

○町長（本田 学君）〔登壇〕 議案第20号陸別町乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例についてですが、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準が定められたことから、児童福祉法第34条の16第1項の規定に基づき、所要の制定を行うものであります。

内容につきましては、保健福祉センター次長に説明させたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（久保広幸君） 空井保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（空井猛壽君） それでは、議案第20号陸別町乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例につきまして御説明を申し上げます。

本条例につきましては、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律によりまして、生後6か月から満3歳未満で、保育所などに通っていない子どもを育てている家庭が、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず、時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園制度として、こども誰でも通園制度が創設され、令和7年度から制度化、令和8年度から給付化されることとなっております。

こども誰でも通園制度につきましては、改正児童法におきまして、乳児等通園支援事業として規定されておりまして、同法におきまして、市町村は設備及び運営に関する基準を内閣府令で定める基準に従い定め、または参酌して条例で定めなければならないとされておりますことから、今般その内閣府令が公布されまして、設備、運営基準が定められましたことから、今回新たに制定しようとするものでございます。

以降、条文の朗読は割愛させていただきまして、要点のみ抽出して説明させていただきますので御了承いただきたいと思います。

まず、第1章の総則であります。こちらにつきましては、一般的な事項を定めるものでございます。今回定めるこの基準につきましては、第2条にもありますとおり、事業を行

う上での最低条件をお示しするものでありまして、事業者におかれましては、常に向上させることを意識してサービスを低下させないよう規定をしており、町におきましても向上に努めることとしております。

続いて、議案書 24 ページ。

第 5 条からは、事業者として日頃から心がけるべき点、災害時等の対応、安全計画の策定、見直しに関して規定をしているものでございます。

24 ページの下段、第 8 条になりますが、こちらにつきましては、本事業におきまして、自動車を使用する場合の安全運行対策等を規定、25 ページ目の第 9 条につきましては、職員の資質向上、技能知識の習得などの研修に関する規定をさせていただいているところでございます。

中段の 11 条であります。他の施設と併設する場合の兼用兼務ができる旨を規定、第 12 条からは、差別的な取扱いや虐待の防止、衛生管理に関し規定をさせていただいているものでございます。

続きまして、26 ページをお開きください。

第 16 条からは、事務的な取扱いについて、内部規定、帳簿の整備、秘密漏洩の防止や苦情への対応について、規定をしているところでございます。

以上で、第 1 章総則の説明とさせていただきます。

続いて、26 ページの一番下の行から、次のページにわたって、第 2 章の乳児等通園支援事業に関して御説明をいたします。

第 2 章は、施設設備基準、それと人員基準に関する詳細事項について定めるものでございます。議案書 27 ページの第 20 条であります。通園支援事業につきましては、一般型乳児等通園支援事業と余裕活用型乳児等通園支援事業の二つに区分されております。

まず初めに、第 20 条第 3 項にあります。余裕活用型乳児等通園支援事業について説明をさせていただきます。余裕活用型事業につきましては、保育所、認定こども園など、現に保育を行っている事業所において、利用定員に満たない、つまり定員に余裕のある人数の範囲内で行うものを指しております。

議案書 30 ページをお開きください。第 3 節の第 25 条を御覧ください。

第 25 条では、余裕活用型乳児等通園支援事業についての規定であります。第 25 条に掲げる施設、事業所は、余裕活用型事業の対象となります。第 25 条第 1 号の保育所から認定こども園 2 種、それから家庭的保育事業を行う事業所ということで、こちらが余裕活用型事業の対象となりまして、第 25 条では、設備、運営基準に関する規定をしておりますが、これらにつきましては、それぞれ施設、事業所の基準がございますので、そちらに合致したものであれば足りるという内容となっております。

次に、一般型乳児等通園支援事業について説明をさせていただきたいと存じますので、議案書の 27 ページ目にお戻りください。

一般型事業につきましては、第 21 条からの規定となります。まず、第 21 条につきま

しては、施設設備基準を規定するものでありますが、保育所等に準拠した内容になっておりますことから、詳細な説明につきましては割愛させていただきたいと存じます。

それでは、議案書 29 ページをお開きください。

中段の第 22 条、職員に関する規定であります。職員に関する規定につきましては、保育所等他の類似する保育施設同様、乳幼児 3 人につき職員 1 名以上、幼児 6 名につき職員 1 名以上として、半数は保育士の資格を有するものである必要があります。1 事業所につき 2 名以上配置しなければならないという規定としております。

ただし、保育所、幼稚園、認定こども園などに併設するなど一体的に運営され、兼務により支援を受けることができる場合などは、専従者を 1 名とする緩和規定を設けているところでございます。

議案書 30 ページ目をお開きください。

中段 23 条と 24 条では、一体型事業、余裕活用型事業に共通する事項といたしまして、利用乳幼児保護者の心身の状況に応じてサービスを提供すること、保護者の理解協力を得られるように努めることを規定しております。

最後、30 ページから 31 ページにかけまして、雑則といたしまして、第 27 条につきましては、書面について電子データでの運用を可能にすること、第 28 条では、規則への委任について定めているところでございます。

附則であります。この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行するであります。

以上、雑駁ではございましたが、議案第 20 号の説明とさせていただきます。

以降、御質問によりお答えさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（久保広幸君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 質疑なしと認め、これで終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第 20 号陸別町乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（久保広幸君） 起立全員です。

したがって、議案第 20 号は、原案のとおり可決されました。

◎散会宣告

○議長（久保広幸君）　以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会します。

散会　午後　３時３１分

以上、地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

議長

議員

議員